

発行者情報

【表紙】	発行者情報
【公表書類】	2023年1月4日
【公表日】	株式会社伸和ホールディングス (Shinwa-holdings Co., Ltd.)
【発行者の名称】	代表取締役社長 佐々木 稔之
【代表者の役職氏名】	北海道札幌市西区二十四軒二条三丁目2番36号
【本店の所在の場所】	011-624-7871
【電話番号】	取締役管理本部長 大野 誠
【事務連絡者氏名】	アイザワ証券株式会社
【担当 J - A d v i s e r の名称】	代表取締役社長 藍澤 卓弥
【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】	東京都港区東新橋一丁目9番1号
【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】	https://www.aizawa.co.jp/company/gyoumu/index.html
【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	03-6852-7726
【電話番号】	当社は、当社普通株式を2023年1月26日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。
【公表されるホームページのアドレス】	なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりであります。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号 株式会社伸和ホールディングス https://shinwa-holdings.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期(中間)
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2022年9月
売上高 (千円)	5,882,278	4,046,933	3,993,991	2,652,499
経常利益又は経常損失(△) (千円)	184,452	△135,154	165,899	126,038
親会社株主に帰属する当期(中間)純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	30,111	△172,259	29,813	63,253
包括利益又は中間包括利益 (千円)	34,928	△165,399	23,232	63,253
純資産額 (千円)	437,056	271,657	294,879	358,133
総資産額 (千円)	1,776,066	3,321,771	3,674,267	3,603,146
1株当たり純資産額 (円)	336.19	208.96	226.83	275.48
1株当たり当期(中間)純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	23.16	△132.50	22.93	48.65
潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	24.6	8.1	8.0	9.9
自己資本利益率 (%)	7.1	△48.6	10.5	19.3
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△84,597	△262,319	311,670	150,559
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△243,171	△40,523	△86,342	△173,299
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	144,289	1,465,914	561,546	△122,222
現金及び現金同等物の期末(中間期末)残高 (千円)	477,799	1,646,560	2,417,171	2,272,209
従業員数 (人)	116	91	89	85
(外、平均臨時雇用者数)	(1,537)	(1,278)	(1,155)	(1,331)

- (注) 1. 第15期の潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失を計上しているため、記載しておりません。第14期、第16期及び第17期(中間)の潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パート・アルバイト)は、年間平均雇用人員を()内に外数で記載しております。
5. 第16期及び第17期(中間)の連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりますが、第14期及び第15期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。

2 【沿革】

当社は、2006年8月に、有限会社伸和から冷凍食品の卸売事業を継承するかたちで設立されました。その後、2016年2月には、人的関係会社であった株式会社ベストフーズを吸収合併することにより、当社において、直営店による飲食事業及び物販事業を取り込むに至りました。現在までの当社グループの沿革は、次のとおりであります。

年月	事項
2004年5月	冷凍食品卸売事業を行うべく、有限会社伸和の経営権を取得
2004年6月	卸売事業として、冷凍食品「函館五島軒 生ハンバーグ」を発売
2004年6月	物流事業を行う会社として、有限会社伸和ロジスティックスを北海道札幌市西区に設立
2004年10月	飲食事業を行う会社として、有限会社ベストフーズを北海道札幌市西区に設立
2004年11月	飲食事業として、居酒屋業態第1号店の「炭亭 宮の森店」オープン
2004年12月	卸売事業として、自社ブランド冷凍食品「炭亭 生ハンバーグ」（現在は販売終了）を発売
2005年5月	飲食事業として、「炭火居酒屋 炎」第1号店の「炭火居酒屋 炎 西町店」オープン
2005年12月	飲食事業として、関東店舗第1号店の「炭火居酒屋 炎 船堀店」オープン
2006年8月	札幌市西区に株式会社伸和（資本金13,000千円）を設立し、有限会社伸和の冷凍食品の卸売事業及び飲食事業を譲り受ける
2007年2月	セントラルキッチン及び酒類卸専門の会社として、株式会社エイチビーフーズを北海道岩見沢市に設立
2008年7月	飲食事業として、焼肉業態第1号店の「ホルモンー頭買い 牛乃家 本店」オープン
2008年11月	物販事業として、惣菜販売業態第1号店の「美唄焼鳥・惣菜 炎 東札幌店」オープン
2011年2月	洋菓子販売事業を行う会社として、株式会社スイーツセレクションを札幌市中央区に設立
2011年3月	物販事業として、洋菓子販売業態第1号店の「スイーツセレクション ラルズマート新ほくと店」オープン
2011年12月	株式会社伸和から株式会社伸和ホールディングスに商号変更
2011年12月	有限会社伸和ロジスティックスから株式会社伸和ロジスティックスに商号変更
2012年10月	株式会社伸和ホールディングス及び株式会社ベストフーズの本社を北海道札幌市西区二十四軒へ移転
2013年8月	物販事業として、百貨店業態第1号店の「焼鳥・惣菜 en 札幌東急店」オープン
2015年9月	飲食事業として、西洋料理業態第1号店の「洋食バル 函館五島軒 ル・トロワ店」オープン
2015年10月	物販事業として、ラーメン業態第1号店の「鶏源 スーパーアークス光星店」オープン
2016年2月	株式会社ベストフーズを株式会社伸和ホールディングスに吸収合併
2016年2月	株式会社スイーツセレクションを株式会社伸和ホールディングスに合併
2016年2月	株式会社伸和ロジスティックスを株式会社エイチビーフーズに吸収合併
2016年8月	ロシアでの飲食事業を行う有限責任会社シンワをロシア連邦ウラジオストク市に設立
2017年4月	飲食事業として、海外店舗第1号店の「炭火居酒屋 炎 ウラジオストク店」オープン
2018年3月	北海道岩見沢市に新工場（岩見沢第3工場）を取得
2018年4月	物販事業として、から揚げ専門店第1号店の「ザンギ屋 アリオ札幌店」オープン
2020年7月	飲食事業として、フードコート業態第1号店の「ヒンナヒンナキッチン 炎 ウボボイ店」オープン
2021年4月	物販事業として、カレー業態第1号店の「レッツゴーカレー アリオ店」オープン
2022年3月	有限責任会社シンワの出資持分の全てを譲渡
2022年5月	北海道岩見沢市の岩見沢第3工場を改修し、岩見沢第1工場及び第2工場を移設
2022年6月	飲食事業として、生ソーセージバル業態第1号店の「生ソーセージバル レッカー ル・トロワ店」オープン

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社（株式会社エイチビーフーズ）の計2社で構成されております。

「魅力的な北海道の食を通じてお客様にあふれる感動をお届けする」という企業理念を掲げ、「食を通じてあふれる感動」のコーポレートスローガンに従い、それらを実現することが出来る企業を目指し、当社は、北海道を中心とした飲食事業及び物販事業、全国の商社等を対象とした卸売事業を展開しております。また、株式会社エイチビーフーズは、飲食事業における酒類の仕入拠点となっております。

当社グループの報告セグメントは、飲食事業、物販事業及び卸売事業であります。現在、飲食事業としては、居酒屋業態の「炭火居酒屋 炎」、焼肉専門業態の「ホルモン一頭買い 牛乃家」、バル業態の「洋食バル 函館五島軒」、「生ソーセイジバル レッカー」、フードコート業態の「ヒンナヒンナキッチン 炎」の5ブランドを直営方式にて店舗展開しております。また、物販事業としては、惣菜販売業態の「美唄焼鳥・惣菜 炎」、お持ち帰りとイトインの併合業態の「カレーハウス レッツゴーカレー」の2ブランドを直営方式にて店舗展開しております。これらの多様な出店形態により、多様なお客様の嗜好ニーズに応えるとともに、特にコロナ禍にあってもリスクヘッジできる事業ポートフォリオを構築できていることが大きな特徴となっております。卸売事業としては、冷凍加工食品の企画・製造・卸売販売を行っております。商品の特徴としては、大手食品メーカーと共同開発を行い、大手食品メーカーの代表的な商品にアレンジを加えたオリジナル商品を揃えております。

<事業の特徴>

当社グループは、当社設立以来、「食を通じてあふれる感動」というコーポレートスローガンのもと、お客様に食品とサービスで感動していただけるよう、日々の接客や商品開発に取り組んでおります。基本的なサービスマニュアルはあるものの、スタッフはさらに自ら考え、同マニュアルにないおもてなしを表現できるよう、企業理念の浸透、教育に取り組んでおります。

こうした企業理念を指針とした上で、当社グループの主力である飲食事業及び物販事業の特徴は、次のとおりであります。

① 食材における特徴

当社グループでは食材に関して「仕入れ・製造から販売まで一貫した体制」を構築しております。原料の仕入れに関しては安定供給や価格競争力の強化を目的として、地元の農業生産者との連携によるバリューチェーンの構築を推進しております。また、仕入れた原料については自社工場で製造し、店舗等を通じてお客様へお届けしております。そのため、地域の特産品等を用いて、地産地消を推進し、お客様には一貫した体制により「安心、安全、美味しい」を提供しております。

② 生産における特徴

北海道札幌市及び岩見沢市で運営している自社工場で製造された商品の「塩ザンギ」、「生つくね」、「焼き鳥」等を中心に、セントラルキッチン方式（自社工場）でオペレーションの簡略化を図ることで、お客様に低価格かつ高品質な商品を提供しております。

③ 店舗運営における特徴

当社グループでの店舗運営は直営店を原則としております。フランチャイズ展開した場合に比べ、会社の方針、施策等を迅速かつ適切に浸透でき、また、店舗管理も容易かつ機動的に実施できることから、店舗運営の効率化及び提供サービスの均質化を確保し、各業態のブランディングを図っております。

④ 出店における特徴

地域を特定し、その特定地域内に集中した店舗展開を行うドミナント出店により、店舗運営の効率を高めております。また、店舗間の人材・食材の相互融通等により、機会損失の発生を回避しております。

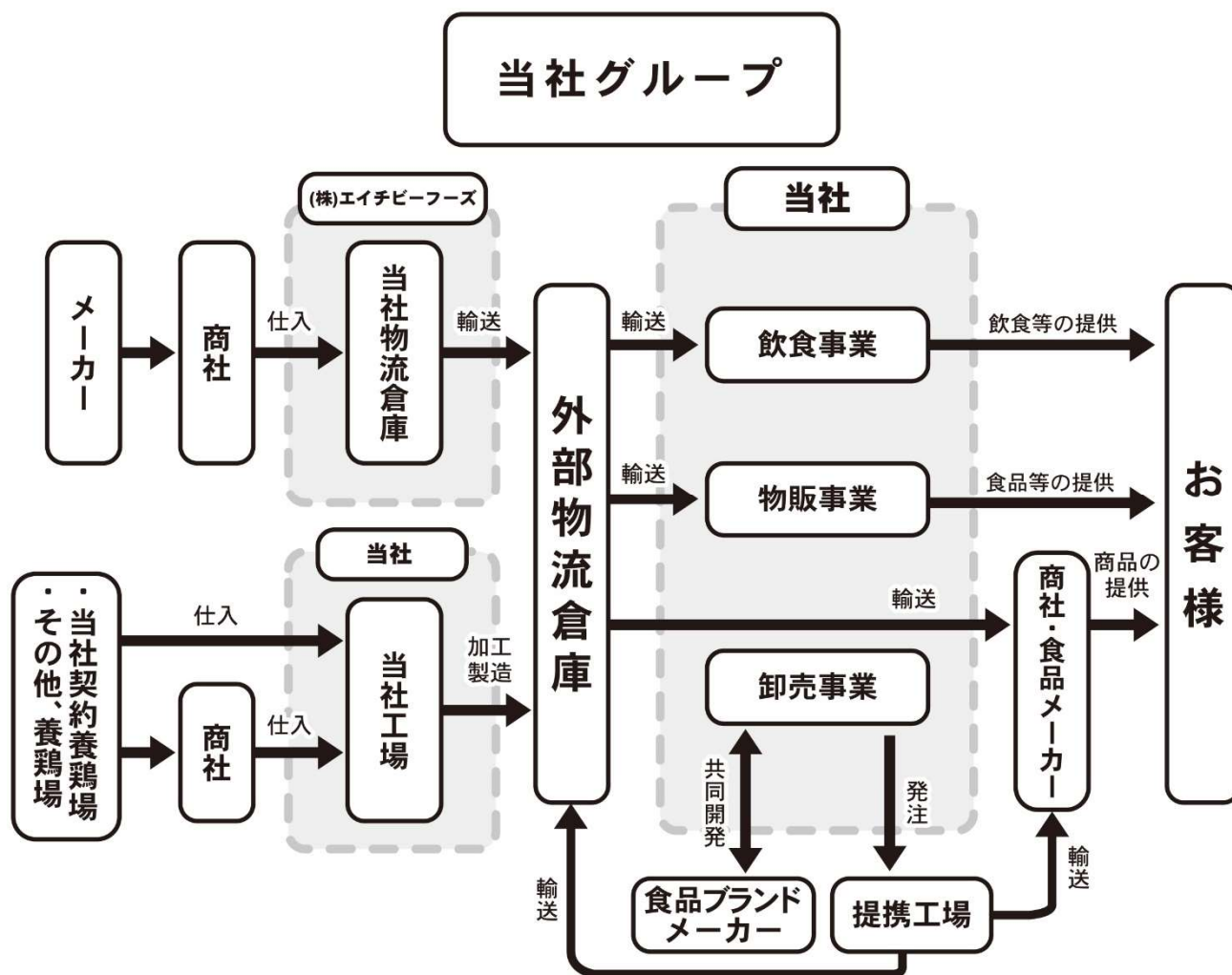
当社グループの展開する主な業態とその特徴及び店舗数

セグメント	業態	特徴	店舗数
飲食事業	<p>「居酒屋」業態</p> 	<p>自社工場で製造された商品の「生つくね」を主力商品として、北海道美唄市の名物である美唄焼き鳥等、地産地消をコンセプトに北海道の新鮮な食材を用いた焼き鳥・海鮮等 120 種類の多彩な居酒屋メニューを展開しております。当業態で取り扱う主力商品である、「生つくね」や各種焼き鳥の製造に用いる食材は、物流を効率化することにより、低価格で鮮度の高い商品の提供に努めております。</p>	33 店舗
飲食事業	<p>「焼肉専門」業態</p> 	<p>精肉店直営だからできる一頭買いにこだわり、職人が毎日手切りする新鮮な本格ホルモンを中心に提供する焼肉専門業態です。ホルモンを中心に提供しているため、比較的リーズナブルに焼肉を提供できる店舗として運営しております。</p>	3 店舗
飲食事業	<p>「洋食バル」業態</p>  <p>函館 五島軒</p>	<p>名物の鴨カレーを中心とした、1879 年の創業から変わらない味を今に伝える洋食レストランであります。北海道産の厳選素材の旨みを最大限に引き出した料理や、お酒との相性を考え抜いたおつまみ等を楽しめる様々なコース料理を提供しております。</p>	1 店舗
飲食事業	<p>「フードコート」業態</p> 	<p>当社グループでは初の試みとなるフードコートでの業態であり、国立アイヌ民族博物館内にその第 1 号店を開店させました。地物の食材をふんだんに用いたメニューを取り揃え、多様なニーズに対応できる店舗として運営しております。</p>	1 店舗
飲食事業	<p>「生ソーセージバル」業態</p> 	<p>ドイツ語で「美味しい」を意味する「レッカー」を店舗名とし、北海道では貴重な「生ソーセージ」を中心にハム、ソーセージ、ハンバーグ等を提供しております。自社製造である新鮮な挽肉と本場ドイツのスパイスを使用して作られた「生ソーセージ」の魅力を最大限に引き出した専門店として運営しております。</p>	2 店舗
物販事業	<p>「惣菜販売」業態</p> 	<p>当社グループオリジナルの製法で調理した「塩ザンギ」を主力商品として、焼き鳥や串等の惣菜を提供するお持ち帰り専門店です。「塩ザンギ」は、自社工場で仕込みをした後、各店で調理し、揚げたてを提供しております。一方、その他焼き鳥等の串は、自社工場で調理したものや問屋から仕入れたものを販売しております。</p>	49 店舗
物販事業	<p>「カレー」業態</p> 	<p>「ウマイ！ハイイ！カラーイ！」をコンセプトにしたフードコート型カレー業態であり、刺激的なスパイスに加えてしびれる辛さを 1 段階～20 段階まで選ぶことができ、辛さの限界に挑戦できるカレーメニューとなっております。</p> <p>「カレー」ブランドでは、イートインとテイクアウトの両方の業態に対応しております。</p>	2 店舗

- (注) 1. 店舗数は、2022 年 11 月末日現在を記載しております。
 2. 一部の飲食事業の店舗では、お持ち帰りも行っております。
 3. その他業態として、「軽食・甘味処 大曲茶房」「鶏源ラーメン」「炎だこ」を運営しております。

<事業系統図>

当社グループの事業系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容 (注) 1	議決権の所有 割合又は被所 有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社エイチビーフーズ (注) 2	北海道岩見沢市	10,000	飲食事業	100.0	<主要取引> 酒類等の仕入 <役員の兼任> 1名

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年11月30日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
飲食事業	37 (822)
物販事業	23 (457)
卸売事業	2 (—)
その他	7 (56)
全社 (共通)	23 (1)
合計	92 (1,336)

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数 (パート・アルバイト) は、最近1年間平均雇用人員を () 内に外数で記載しております。

2. その他として記載されている従業員数は、飲食、物販セグメントに係る工場に所属する人員及び、全社 (共通) として記載されている従業員数は、本社に所属している者であります。

(2) 発行者の状況

2022年11月30日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
92(1,336)	38.5	5.8	4,237

セグメントの名称	従業員数 (人)
飲食事業	37 (822)
物販事業	23 (457)
卸売事業	2 (—)
その他	7 (56)
全社 (共通)	23 (1)
合計	92 (1,336)

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数 (パート・アルバイト) は、最近1年間平均雇用人員を () 内に外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. その他として記載されている従業員数は、飲食、物販セグメントに係る工場に所属する人員及び、全社 (共通) として記載されている従業員数は、本社に所属している者であります。

(3) 労働組合の状況

当社及び連結子会社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第16期連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当連結会計年度におけるわが国経済は、前連結会計年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴う経済活動の制限により、企業収益及び個人消費の停滞など厳しい状況が続いております。一部では景気の持ち直しの動きがみられるものの、当該感染症再拡大の影響により本格的な回復には至っておらず、深刻なウクライナ情勢等による国際経済への影響を含め、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが属する外食産業におきましては、政府・各自治体による緊急事態宣言、まん延防止等重点措置や各種要請等を受け、営業時間の短縮や酒類の提供制限等により営業活動に甚大な影響を受けております。しかしながら、当該感染症の影響により、店内飲食が減少する一方で、当社グループのもう一つの事業の柱である物販事業においては、人との接触機会の少ないテイクアウトやデリバリーサービスが増加する等、消費者のライフスタイル・消費環境の変化に対応し、付加価値の高いサービス提供の更なる強化に取り組んでおります。

このような状況の中で当社グループは、コーポレートスローガンである「食を通じてあふれる感動」に基づき、「飲食事業」及び「物販事業」の店舗展開を引き続き積極的に進めるとともに、「卸売事業」の拡充にも注力してまいりました。

セグメントごとの経営成績は、以下のとおりであります。

<飲食事業>

飲食事業におきましては、4店舗退店し、当連結会計年度末現在の店舗数は42店舗となりました。その結果、飲食事業における売上高は1,701,630千円（前連結会計年度比17.9%減）、セグメント損失は73,798千円（前連結会計年度はセグメント利益59,115千円）となりました。

<物販事業>

物販事業におきましては、新たに4店舗出店し、当連結会計年度末現在の店舗数は48店舗となりました。その結果、物販事業における売上高は1,842,220千円（前連結会計年度比10.8%増）、セグメント利益は233,073千円（前連結会計年度比6.1%増）となりました。

<卸売事業>

卸売事業におきましては、内食需要が拡大したことにより、売上高は450,140千円（前連結会計年度比43.8%増）、セグメント利益は25,084千円（前連結会計年度比65.4%増）となりました。

これらの結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高3,993,991千円（前連結会計年度比1.3%減）、営業損失330,731千円（前連結会計年度は営業損失172,123千円）、経常利益165,899千円（前連結会計年度は経常損失135,154千円）、親会社株主に帰属する当期純利益29,813千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失172,259千円）となりました。なお、特別損失といたしましては、新型コロナウイルス感染症による損失81,808千円、減損損失145,913千円等を計上しております。

第17期中間連結会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染対策により、経済社会活動の正常化が進み、持ち直しの動きが見えつつも、世界経済においては、急激な円安の進行やロシア連邦によるウクライナ侵攻の長期化を背景とした世界的な資源、原材料価格の高騰の影響等によって、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属する外食産業におきましては、2022年3月以降、店舗は通常営業に復し来店客数に回復の兆しが見られるものの、急激な円安の進行や人手不足、原材料・エネルギー価格及び物流費の高騰等、事業を取り巻く環境は非常に厳しい状況が続いております。

このような状況の中で当社グループは、コーポレートスローガンである「食を通じてあふれる感動」に基づき、「飲食事業」及び「物販事業」の店舗展開を引き続き積極的に進めるとともに、「卸売事業」の拡充を図ることにより早期の業績回復に向けて努めて参りました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

<飲食事業>

飲食事業におきましては、2店舗退店し、当中間連結会計期間末現在の店舗数は40店舗となりました。その結果、飲食事業における売上高は1,366,863千円、セグメント利益は101,810千円となりました。

<物販事業>

物販事業におきましては、新たに3店舗出店し、当中間連結会計期間末現在の店舗数は51店舗となりました。その結果、物販事業における売上高は969,569千円、セグメント利益は73,361千円となりました。

<卸売事業>

卸売事業におきましては、内食需要が拡大したことにより、売上高は 316,066 千円、セグメント利益は、4,064 千円となりました。

これらの結果、当中間連結会計期間の経営成績は、売上高 2,652,499 千円、営業損失 34,408 千円、経常利益 126,038 千円、親会社株主に帰属する中間純利益 63,253 千円となりました。なお、特別損失といたしましては、減損損失 28,735 千円を計上しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第 16 期連結会計年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べ 770,611 千円増加し、2,417,171 千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は、以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は 311,670 千円（前連結会計年度における資金の使用は 262,319 千円）となりました。これは主に税金等調整前当期純利益 29,605 千円、減価償却費 105,780 千円、減損損失 145,913 千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は 86,342 千円（前連結会計年度における資金の使用は 40,523 千円）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出 84,229 千円、敷金及び保証金の差入による支出 8,460 千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は 561,546 千円（前連結会計年度における資金の獲得は 1,465,914 千円）となりました。これは主に長期借入れによる収入 850,000 千円、長期借入金の返済による支出 225,220 千円等によるものであります。

第 17 期中間連結会計期間（自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日）

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、2,272,209 千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は、以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は 150,559 千円となりました。これは主に税金等調整前中間純利益 97,339 千円、補助金収入 160,157 千円、減価償却費 50,056 千円、減損損失 28,735 千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は 173,299 千円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出 176,729 千円、敷金及び保証金の回収による収入 4,516 千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は 122,222 千円となりました。これは主に長期借入金の返済による支出 116,227 千円、リース債務の返済による支出 5,995 千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績を品目ごとに示すと、次のとおりであります。

品目	第16期連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
ざんぎ	281,048	95.1
つくね	65,199	87.4
くし	176,295	115.0
合計	522,543	99.8

(注) 1. 上記金額は、製品製造原価で表示しております。

2. 各品目の構成内容は、製品製造原価の区分に基づいており、「ざんぎ」は主に鶏の唐揚げ、鶏の半身揚げ等、「つくね」はつくね串、「くし」は各種焼き鳥を総称して表示しております。

当中間連結会計期間における生産実績を品目ごとに示すと、次のとおりであります。

品目	第17期中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
ざんぎ	171,558	—
つくね	40,670	—
くし	105,939	—
合計	318,168	—

(注) 1. 上記金額は、製品製造原価で表示しております。

2. 各品目の構成内容は、製品製造原価の区分に基づいており、「ざんぎ」は主に鶏の唐揚げ、鶏の半身揚げ等、「つくね」はつくね串、「くし」は各種焼き鳥を総称して表示しております。

(2) 受注状況

当社グループは受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第16期連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
飲食事業	1,701,630	82.1
物販事業	1,842,220	110.9
卸売事業	450,140	143.9
報告セグメント計	3,993,991	98.7
その他	—	—
合計	3,993,991	98.7

(注) 1. セグメント間の取引については、相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、当該割合が100分の10以上の主要な相手先がないため記載しておりません。

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第17期中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
飲食事業	1,366,863	—
物販事業	969,569	—
卸売事業	316,066	—
報告セグメント計	2,652,499	—
その他	—	—
合計	2,652,499	—

(注) 1. セグメント間の取引については、相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第17期中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)
株式会社松屋フーズ	279,367	10.5

3【対処すべき課題】

当社グループは、コーポレートスローガンを「食を通じてあふれる感動」としております。このコーポレートスローガンの下、事業活動に取り組む方針であり、以下の対処すべき課題があると認識しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営環境等

外食産業の経営環境は、引き続き新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴う経済活動の制限により、企業収益及び個人消費の停滞等厳しい状況が続いております。一部で持ち直しの動きがみられるものの、当該感染症再拡大の影響により本格的な回復には至っておらず、深刻なウクライナ情勢等による国際経済への影響を含め、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

また、政府・各自治体による緊急事態宣言、まん延防止等重点措置や各種要請等を受け、営業時間の短縮や酒類の提供制限等により営業活動に甚大な影響を受けておりました。当該感染症の影響により、店内飲食が減少する一方で、人との接触機会の少ないテイクアウトやデリバリーサービスが増加する等、消費者のライフスタイル・消費環境の変化に対応し、付加価値の高いサービス提供の更なる強化に取り組んでおります。

(2) 経営戦略等

当社グループは、2023年3月期を初年度とする3ヵ年の中期経営計画を策定し、長期持続的な成長に向けた基本的な経営戦略を定めております。今後は当該中期経営計画に基づき、飲食事業及び物販事業の主軸である「炭火居酒屋 炎」、「美唄焼鳥・惣菜 炎」を年間10~15店舗程度、新規出店することにより、北海道内における、飲食事業及び物販事業のドミナント出店の加速及び東北エリアへの出店の拡大を図ります。また、AI技術の活用やDXの推進を強力に取り組んでまいります。

① 既存店の売上維持向上

外食産業は、個人消費の動向に影響を受けやすく、また、参入が比較的容易であることから、企業間競争は激化する傾向にあります。その中で当社グループは、オリジナルの「生つくね」、北海道食材及び接客サービスにこだわり、他社と差別化することで店舗収益を確保しております。今後も商品・サービス・クレンリネスを向上させていくことにより、店舗収益力の維持・向上を図っていく方針であります。

② 新規出店による事業規模拡大

当社グループは、「炭火居酒屋 炎」及び「美唄焼鳥・惣菜 炎」を主に北海道内において展開しております。新たな収益獲得のため、また「炭火居酒屋 炎」及び「美唄焼鳥・惣菜 炎」を幅広い年齢層のお客様に認知して頂くため、新規出店を継続し、出店エリアの拡大を図っております。そのために、物件情報の取得及び物件開発の人員確保等、社内体制の強化に取り組んでまいります。

③ 安全性の確保

外食産業においては、食品の安全性確保が極めて重要となっております。こうした観点から、常日頃より生産者及び取引業者と綿密に意見交換をすること、安全証明や検査結果等の提出を必要に応じて求めることによって、安全性の確保を徹底してまいります。

また、飲食事業及び物販事業のすべての店舗において、所轄保健所から営業許可証を取得し、食品衛生責任者を配置しております。セントラルキッチン（自社工場）においては、食品衛生法に定める施設基準に適合し、“食肉処理業”及び“そうざい製造業”の許可を取得しております。各店舗及びセントラルキッチン（自社工場）の衛生管理については、社内ルールに沿って、定期的な衛生チェックと改善指導等を実施してまいります。

④ 人材の確保と育成

当社グループが安定的な成長を確保し、経営理念を実現するためには、人材の確保と継続的な人材の育成が必要不可欠であると考えております。当社グループの経営理念を理解し、賛同した人材の採用・定着を重要課題とし、新規学卒者、中途採用による従業員の確保及びパート・アルバイトの採用に積極的に取り組んでまいります。

人材育成に関しましては働きながら学べる環境整備をテーマに、パート・アルバイトを含めた各役職・階層に応じた社内研修プログラムや、理念浸透や各店舗の成果発表を目的としたイベントの充実、外部研修機関による講習活用により、サービス力の向上及び運営力強化を図ってまいります。

また、インセンティブ制度の見直しや労働環境の整備等、各種イベントによる人材交流等の取り組みにより、モチベーション向上や離職率低下を図り、人材の確保と育成を強化してまいります。

⑤ 経営管理体制の強化

当社グループでは、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとする利害関係者に信頼され、支持される企業になるために、コーポレートガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠と考えております。そのため、更なる企業規模拡大の基盤となる経営管理体制を充実すべく、意思決定の明確化、組織体制の最適化、内部監査体制の充実をし、体制を強化してまいります。

⑥ 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の拡大は継続しており、今後も、店舗の営業自粛や営業時間の短縮等を余儀なくされる可能性はあります。当社グループとしては、今後も、「炭火居酒屋 炎」、「美唄焼鳥・惣菜 炎」におけるテイクアウトやデリバリーを主体とした中食需要に対する営業強化等を継続してまいります。また、一般社団法人日本フードサービス協会が公表する「外食業の事業継続のためのガイドライン」に則った新型コロナウイルス感染症対策の店内環境整備に取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスクの要因となる可能性があると考えられる、主な事項を記載しております。また必ずしも、そのようなリスク事項に該当しない事項につきましても、投資者の判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社グループは、これらのリスクの発生可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業に関するリスク

①市場環境・競合について

当社グループが属する外食産業は、成熟した市場となっておりますが、個人消費支出が景気に左右されやすく、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響もあり、引き続き市場規模の縮小が懸念されております。また、居酒屋に関しては、若者のアルコール離れ、宴会・飲み会離れも徐々に進んでおります。一方で、当業界は、他業界と比べて参入障壁が低いため、新規参入が多く、価格競争等の厳しい競合状態が続いております。

当社グループにおきましては、店舗コンセプトを明確にし、お客様に喜んでいただけるメニュー作りやリーズナブルな価格提供により、他社との差別化を図っております。

しかしながら、今後地域経済や消費動向が減退した場合、又は、競争状態がさらに激化した場合は、当社グループの経営成績又は財政状態に影響を与える可能性があります。

②出店計画について

当社グループは、北海道内を中心として、高い集客が見込める都心部及び郊外主要駅周辺に出店しております。新規出店にあたっては、出店費用を抑えられる居抜き物件であることを基本的な判断基準とし、立地条件、収益性、投資回収期間等を総合的に検討して決定しております。これらの出店用物件の情報については、当社グループの出店基準に沿う物件情報は多くありませんが、不動産仲介業者等に加え、当社グループの取引先業者等からも広く情報収集に努めております。

しかしながら、出店計画どおりに物件が取得できない場合、又は、取得物件において想定どおりの店舗売上・収益を確保できない場合は、当社グループの経営成績又は財政状態に影響を与える可能性があります。

③出店後の周辺環境変化について

当社グループは、新規出店の際、出店候補物件周辺の競合店調査、賃借条件等の立地調査を綿密に行った上で意思決定を行っております。

しかしながら、出店後店舗周辺の新たな都市計画等、多大な環境変化があった場合は、当初計画どおりに店舗収益の確保ができず、当社グループの経営成績又は財政状態に影響を与える可能性があります。

④原材料の調達について

当社グループは、店舗で使用する食材や仕入商品が多岐に渡るため、新たな原料産地の開拓や分散調達等のリスクヘッジに継続的に努めております。

しかしながら、天候不順、自然災害の発生等により、必要量の原材料確保に困難な状況が生じ、原材料価格の大幅な変動があった場合は、当社グループの経営成績又は財政状態に影響を与える可能性があります。

⑤原材料の価格変動について

当社グループにおいて使用する主要な原材料（鶏肉、小麦粉、調理油等）は、国内外の需給動向等によりその価格が変動する可能性があります。また、原油価格の高騰は、包装材料の価格や製造コスト、運送コスト等に影響を与える要因となります。このような原材料等の価格変動に対応するため、仕入れルートを複数化する方法を取っております。

しかしながら、これらのコストが上昇した場合は、生産効率の改善や販売価格への転嫁等による方法で吸収できないことも想定され、当社グループの経営成績又は財政状態に影響を与える可能性があります。

⑥店舗における人材確保について

当社グループが新規出店を継続するためには、パート・アルバイトを含め人材の確保が必須であります。当社グループでは、経営理念に共感していただける人材の確保を重要課題とし、既存店舗に勤務しているパート・アルバイトから正社員への登用や中途採用等、優秀な人材の獲得に取り組んでまいります。また、当社グループの店舗ブランドの認知度や採用手法の多様化により、より広く人材獲得に取り組んでまいります。育成に関しては、採用後

一定期間の研修及び実習等を含め、店舗運営に必要な知識や技能が実践的に身につけられるように社内教育制度の充実に努めております。

しかしながら、新規出店に際し人材の確保及び育成が追いつかない場合は、当社グループの経営成績又は財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 法規制等に関するリスク

当社グループは、会社法、金融商品取引法、法人税法、労働基準法、知的財産基本法、個人情報保護に関する法律、未成年者飲酒禁止法、道路交通法等の一般的な法令に加え、食品衛生法、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律、食品表示法、製造物責任法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律をはじめとする食品衛生関係のほか、環境関係、建築設備関係等の様々な法的規制を受けております。当社グループにおいては、コンプライアンスの徹底を図るべく、各種法規制の制定及び改廃状況を継続的にモニタリングするとともに、社内のコンプライアンス教育の実施、内部監査等によるコンプライアンス状況の確認等に積極的に取り組むことで、経営に重大な影響を与えないよう努めております。

① 食品衛生法と食品の安全確保について

当社グループでは、飲食事業及び物販事業のすべての店舗において、所轄保健所から営業許可証を取得し、食品衛生責任者を配置しております。セントラルキッチン（自社工場）においては、食品衛生法に定める施設基準に適合し、“食肉処理業”、“そうざい製造業”、“食肉販売業”及び“食肉製品製造業”の許可を取得しております。各店舗及びセントラルキッチン（自社工場）の衛生管理については、社内ルールに沿って、定期的な衛生チェックと改善指導等を実施しております。

なお、自社工場において取得している許認可の内容は以下のとおりであります。

事業所名	管轄保健所	許認可等の内容	営業許可日
札幌工場	札幌市保健所	食肉処理業営業許可 札幌食 1807 号	2021 年 2 月 17 日
		そうざい製造業営業許可 札幌食 1808 号	2021 年 2 月 17 日
岩見沢工場	岩見沢市保健所	食肉販売業営業許可 空保生 2541 号	2022 年 3 月 24 日
		食肉製品製造業営業許可 空保生 17-53 号	2022 年 5 月 11 日

また、仕入食材については、物流センターにおける品質管理の徹底を図っているほか、配送においても温度管理等、品質維持を徹底しております。

店舗及び製造工場における HACCP の取り組みにつきましては、食品衛生法の改正により制度化がなされ、HACCP の考え方に基づく管理手法を導入しており、恒常的な食品衛生管理の整備向上に努めております。

しかしながら、食中毒等の事故が発生した場合、食品衛生法の規定に違反するような事象が発生した場合、又は、関連する法規制の強化がなされた場合は、当社グループの経営成績又は財政状態に影響を与える可能性があります。

② 食品リサイクルについて

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)により、年間 100 トン以上の食品廃棄物を排出する外食業者(食品関連事業者)は、食品廃棄物の発生量の抑制、減量及び再生利用を通じて、食品残渣物の削減を義務付けられており、当社グループは食品残渣物を削減するための取り組みを鋭意実施しております。

しかしながら、関連する法規制の強化がなされた場合は、当社グループの経営成績又は財政状態に影響を与える可能性があります。

③ 知的財産権について

当社グループは、知的財産権の保護の観点から、店舗で使用する「炎」、「牛乃家」等の商標登録が完了しており、原則的に店舗等で用いる自社ブランドは全て商標登録を行う方針としております。また、他者の所有する知的財産権を侵害しないため、商品の開発やメニューの改定時に特許情報プラットフォーム等による調査を実施しております。

しかしながら、他者の有する知的財産権を侵害し、損害賠償請求や差止請求等がなされた場合、又は、信用が低下した場合は、当社グループの経営成績又は財政状態に影響を与える可能性があります。

④ 商品表示について

外食産業及び中食産業においては、産地偽装や賞味期限の改ざん等、商品表示の適正性・信頼性の観点から、消費者の信用を失墜する事件が発生しており、当社グループでは、適正な商品表示のための社内体制の整備・強化に取り組んでおります。

しかしながら、表示内容に誤りが発生した場合、又は、関連する法規制の強化がなされた場合は、社会的信用の低下等を招き、当社グループの経営成績又は財政状態に影響を与える可能性があります。

⑤ 深夜営業について

当社グループの運営店舗のうち、深夜0時以降も営業する店舗につきましては、当該深夜営業に関して、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）により規制を受けております。当社グループでは、所轄警察署を経て公安委員会への「深夜における酒類提供飲食店営業開始届出書」の届出を行い、当該法令に定める事項の厳守に努めております。

しかしながら、法令違反等により一定期間の営業停止等が命ぜられた場合、又は、関連する法規制の強化がなされた場合は、当社グループの経営成績又は財政状態に影響を与える可能性があります。

⑥製造物責任について

当社グループは、自社工場において店舗で提供する料理に使用する製品等を製造しております。製品の製造において「製造物責任法」及び「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」等に基づく規制を受けており、これらの法令の遵守についても対策を講じております。

しかしながら、万が一これらの法令に違反した場合は、製品の廃棄処分及び回収処理や販売先に対する損害賠償等が発生する可能性があり、当社グループの経営成績又は財政状態に影響を与える可能性があります。

⑦個人情報の管理について

当社グループは、「個人情報の保護に関する法律」に基づく「個人情報取扱事業者」として、正社員に加えパート・アルバイトといった従業員やお客様の個人情報を保有しております。これらの個人情報については、全社をあげてその適正な管理に努めております。

しかしながら、万が一、個人情報の漏えいや不正使用等の事態が生じた場合は、社会的信用の失墜、損害賠償請求の提起等により、当社グループの経営成績又は財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) その他のリスク

①賃貸契約保証等について

当社グループの飲食事業及び物販事業における直営店舗は、いずれも賃借物件とすることを基本としており、賃貸人に対しては、保証金等を差し入れております。賃貸借契約の締結に際しては、事前に賃貸人の与信調査を慎重に行い、差入保証金等が回収不能とならないように注意しております。

しかしながら、賃貸人の財政状態が悪化した場合は、差入保証金等が回収不能となったり、賃借物件の継続賃借が困難となり、当社グループの経営成績又は財政状態に影響を与える可能性があります。

②有利子負債について

当社グループは、店舗造作費用及び差入保証金等の出店に係る資金については、主に金融機関からの借入れにより充当しております。総資産に占める有利子負債（借入金、リース債務等）の割合は、以下のように推移しております。なお、金融機関とは良好な関係を維持しており、現在のところ特に金利引上げの要請も受けておりません。

しかしながら、有利子負債依存度が高い状態のまま金利が上昇した場合、又は、調達額の増改により支払利息の負担が重くなった場合は、当社グループの経営成績又は財政状態に影響を与える可能性があります。

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期（中間）
有利子負債残高(a) (千円)	2,536,608	2,798,155	2,675,933
総資産額(b) (千円)	3,337,279	3,674,267	3,603,146
有利子負債依存度(a/b) (%)	76.0	76.1	74.2

(注) 有利子負債残高は、借入金、リース債務、社債の合計額であります。

③減損損失について

当社グループは、減損会計のグルーピング判定にあたっては、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に個々の店舗を基本単位としており、減損損失の兆候が認識された場合、収益性悪化の原因把握を速やかに行い、経営効率の向上や販売促進等の様々な営業施策による改善計画を策定・実行しております。しかしながら、事業環境の変化等により収益性が著しく低下した場合、減損損失を計上する可能性があり、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

④システム障害について

当社グループは、当社の管理本部において店舗の売上管理及び損益管理、食材の受注及び発注業務、勤怠管理及び給与計算、会計処理及び支払業務等、情報システムによる運営管理を行っております。

しかしながら、自然災害や機械の故障等といった不測の事態によってシステム障害が発生した場合は、当社グループの業務に支障が生じ経営成績又は財政状態に影響を与える可能性があります。

⑤自然災害・感染症について

現在、当社グループの多数の店舗が北海道札幌市内に集中しており、特に札幌市においては、本社及びつくね串等の製造工場を設置しております。今後、北海道圏に加え、東北圏及び関東圏への事業拡大を計画しております。

当社グループでは、地震や台風等の自然災害を想定し、原材料の調達先の分散化、恒常的な取引先の開拓の対策

を講じております。

しかしながら、当社の本社がある札幌市内において大規模な自然災害が発生した場合は、通常業務が維持できず、当社グループの経営成績又は財政状態に影響を与える可能性があります。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う一般消費者の外出の敬遠リスクは、今後も継続するものと考えられます。また、当社従業員やパート・アルバイトの感染による業務や店舗運営への支障も懸念されます。当社グループでは、事業ポートフォリオとして惣菜販売店舗も運営しているほか、外食店舗でのテイクアウトも推進しております。また、店舗や事業所での消毒や従業員の健康管理を入念に行う等の対策も講じております。

しかしながら、今後新型コロナウイルス感染症の拡大が長引く場合、当社従業員やパート・アルバイトの感染が同時多発した場合、又は、新たな感染症等が流行する場合は、当社グループの経営成績又は財政状態に影響を与える可能性があります。

⑥鳥インフルエンザによる風評被害について

当社グループの飲食事業及び物販事業においては、鶏肉を原材料とした商品の提供・販売を主としております。当社グループとしては、これらの仕入先として、北海道内の複数の養鶏場と契約しております。

しかしながら、鳥インフルエンザが広域にわたり発生した場合は、鶏肉の仕入れが困難になったり、鶏肉に対する風評被害が発生・拡散するおそれもあり、当社グループの経営成績又は財政状態に影響を与える可能性があります。

⑦インターネットによる風評被害について

当社グループでは、インターネット及びソーシャルメディアを活用し、店舗情報の飲食店総合情報サイトへの掲載、求人情報の求人総合情報サイトへの掲載等を積極的に行っております。当社グループでは、これらのサイトにおいて、高評価の口コミを書き込みいただけるように、お客様や求職者等の一人ひとりに真摯な対応を心掛けております。

しかしながら、これらサイト等の書き込み及びそれに起因するマスコミ報道等による風評被害が発生した場合は、当社グループの経営成績又は財政状態に影響を与える可能性があります。

⑧配当政策について

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。

しかしながら、当社は、現在成長過程にあり、新規出店による事業規模の拡大及び財務基盤の強化を目的として内部留保の充実を優先し、企業価値を向上させることが、株主の皆様に対する当面の最大の利益還元と考えております。

将来的には、事業拡大のための資金需要、経営成績及び財政状態等を総合的に勘案しながら、株主の皆様への安定した配当を継続して実施することを方針としておりますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

⑨特定人物への依存について

当社の代表取締役社長佐々木稔之及び取締役副社長佐々木智範は、兄弟関係にあり、共同創業者として「炭火居酒屋 炎」等の店舗運営、メニュー開発、レシピ等に精通しており、当社グループ全体の事業の推進役として、重要な役割を果たしております。当社グループでは、両氏に過度に依存しない経営体制の構築を目指し、組織の体系化、人材の育成及び強化並びに権限の委譲等、組織的な事業運営に注力しております。また、両氏に対するけん制の仕組みも構築しております。

しかしながら、両氏が何らかの理由により業務執行できない事態となった場合は、当社グループの経営成績又は財政状態に影響を与える可能性があります。

⑩継続企業の前提に関する重要事象

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の影響により飲食事業売上に重要な影響が生じた結果、第16期連結会計年度及び第17期中間連結会計期間において、営業損失を計上しております。当該感染症の収束及び飲食事業売上の回復までには一定期間を要し、今後の業績に重要な影響を及ぼすおそれがあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

当社グループは、このような状況を解消するために、各金融機関から長期借入金及び短期借入金による資金調達を行い、今後の感染拡大による資金需要への対応が可能であると考えております。また、飲食事業のコスト削減・業務効率化により、感染収束後は早期に利益確保が可能な体制を整備しており、第17期連結会計年度は、親会社株主に帰属する当期純利益を計上できる見込みであると考えております。したがって、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

⑪J-Adviser との契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場予定であります。当社では、アイザワ証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2022年4月1日にアイザワ証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該

契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、アイザワ証券株式会社（以下「乙」という。）はJ-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合、当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合、当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）本号但し書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合、甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - （b）甲が前号cに規定する合意を行った場合、当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a） TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

- (b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないことと認められるものでないこと。
- (5) 事業活動の停止
 甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
- (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
- (b) 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通投資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- (6) 不適当な合併等
 甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないことと乙が認めた場合
- (7) 支配株主との取引の健全性の毀損
 第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき
- (8) 発行者情報等の提出遅延
 甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないことと判断した場合
- (9) 虚偽記載又は不適正意見等
 次の a 又は b に該当する場合
- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- (10) 法令違反及び上場契約違反等
 甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- (11) 株式事務代行機関への委託
 甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合
- (12) 株式の譲渡制限
 甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- (13) 完全子会社化
 甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- (14) 指定振替機関における取扱い
 甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- (15) 株主の権利の不当な制限
 甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。
- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当ておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当ておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要

する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
 - e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
 - f 議決権の比率が 300% を超える第三者割当に係る決議又は決定
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定
- (16) 全部取得
甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合
- (17) 株式等売渡請求による取得
特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合
- (18) 株式併合
甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合
- (19) 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき
- (20) その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- 1 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- 2 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1 カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- 3 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第16期連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(資産)

当連結会計年度末における資産合計は3,674,267千円となり、前連結会計年度末に比べ352,496千円増加いたしました。これは、流動資産が490,359千円増加し2,917,744千円となったこと及び固定資産が137,863千円減少し756,522千円となったことによるものであります。

これは主に、預け金が300,000千円、有形固定資産が135,543千円減少し、現金及び預金が前連結会計年度末に比べ770,611千円、商品及び製品が11,047千円、売掛金が17,168千円増加したことによるものであります。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は3,379,387千円となり、前連結会計年度末に比べ329,274千円増加いたしました。これは、流動負債が57,093千円増加し1,442,274千円となったこと及び固定負債が272,180千円増加し1,937,113千円となったことによるものであります。

これは主に、1年内償還予定の社債が50,000千円減少したこと及び長期借入金が286,607千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は294,879千円となり、前連結会計年度末に比べ23,221千円増加いたしました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益29,813千円の計上によるものであります。

以上の結果、自己資本比率は0.1ポイント減少し、8.0%となりました。

第17期中間連結会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

(資産)

当中間連結会計期間末における資産合計は3,603,146千円となり、前連結会計年度末に比べ71,120千円減少いたしました。これは、流動資産が127,499千円減少し2,790,245千円となったこと及び固定資産が56,378千円増加し812,901千円となったことによるものであります。

これは主に、有形固定資産が89,410千円、原材料及び貯蔵品が22,578千円増加し、現金及び預金が前連結会計年度末に比べ144,962千円、繰延税金資産が31,997千円、売掛金が19,209千円減少したことによるものであります。

(負債)

当中間連結会計期間末における負債合計は3,245,013千円となり、前連結会計年度末に比べ134,374千円減少いたしました。これは、流動負債が2,985千円増加し1,445,259千円となったこと及び固定負債が137,359千円減少し1,799,754千円となったことによるものであります。

これは主に、未払金が39,119千円減少したこと及び長期借入金が133,358千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産合計は358,133千円となり、前連結会計年度末に比べ63,253千円増加いたしました。これは主に、親会社株主に帰属する中間純利益63,253千円の計上によるものであります。

以上の結果、自己資本比率は1.9ポイント増加し、9.9%となりました。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(6) 運転資本

上場予定日(2023年1月26日)から12か月間の運転資本は、自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第16期連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社グループは、当連結会計年度におきまして総額 122,394 千円（敷金及び保証金を含む。）の設備投資を実施いたしました。

そのうち主なものは、飲食事業における既存店舗の設備投資等で 19,305 千円、物販事業における新規出店の設備投資等で 48,604 千円、飲食、物販事業における工場設備に関する設備投資等で 54,484 千円の設備投資を行いました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第17期中間連結会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

当社グループは、当中間連結会計期間におきまして総額 173,025 千円（敷金及び保証金を含む。）の設備投資を実施いたしました。

そのうち主なものは、飲食事業における既存店舗の設備等で 10,766 千円、物販事業における新規出店に伴う設備等で 18,932 千円、飲食、物販事業における工場設備に関して 143,327 千円の設備投資を行いました。

なお、当中間連結会計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

第16期連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 発行者

2022年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)							従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース資産	建設仮勘定	ソフトウェア		合計
「炭火居酒屋炎 すすきのビル 店」他 42 店	飲食事業	店舗設備	11,143	—	31,989	—	41,222	—	—	84,355	36 (705)
「美唄焼鳥・惣 菜 炎 札幌東 急店」他 48 店	物販事業	店舗設備	67,066	—	16,095	—	—	—	—	83,162	18 (385)
工場 (札幌市西区) 他	飲食事業 物販事業	工場	39,359	48,828	15,503	25,686 (4,273.06)	4,924	26,244	—	160,547	7 (64)
本社 (札幌市西区)	その他	事務所等	52,055	0	4,409	65,793 (495.88)	254	—	2,956	125,469	28 (2)

- (注) 1. 設備の種類別の帳簿価額のうち「建物及び構築物」は、建物、建物附属設備及び構築物の合計であります。
2. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（パート・アルバイト）は、年間平均雇用人員を（ ）内に外数で記載しております。

第17期中間連結会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 発行者

2022年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)								従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース資産	建設仮勘定	ソフトウェア	合計	
「炭火居酒屋炎 すすきのビル 店」他40店	飲食事業	店舗設備	11,114	—	28,629	—	33,825	—	—	73,569	37 (816)
「美唄焼鳥・惣 菜 炎 札幌東 急店」他51店	物販事業	店舗設備	47,227	—	18,008	—	—	—	—	65,236	17 (457)
工場 (札幌市西区) 他	飲食事業 物販事業	工場	43,241	155,594	18,575	25,686 (4,273.06)	4,445	30,205	—	277,748	7 (57)
本社 (札幌市西区)	その他	事務所等	50,344	0	4,616	65,793 (495.88)	2,680	—	1,403	124,837	24 (1)

- (注) 1. 設備の種類別の帳簿価額のうち「建物及び構築物」は、建物、建物附属設備及び構築物の合計であります。
2. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（パート・アルバイト）は、年間平均雇用人員を（ ）内に外数で記載しております。

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。設備計画は原則的に連結会社が個別に策定していますが、計画策定に当たっては発行者を中心に調整を図っております。

第17期中間連結会計期間末現在における重要な設備の新設等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方 法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社 「炭火居酒 屋 炎」	北海道 札幌市	飲食事業	店舗設備	3,000	—	自己資金 及び借入金	2023年3月	2023年4月	(注)

(注) 店舗の完成後の増加能力については、現時点において計数的把握が困難なため記載を省略しております。

(2) 重要な設備の改修

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(2022年3月31日)	公表日現在発行数(2023年1月4日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,200,000	3,900,000	1,300,000	1,300,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	5,200,000	3,900,000	1,300,000	1,300,000		—

(2)【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権(2018年3月29日臨時株主総会決議、2018年3月29日取締役会決議)

(当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、当社発行の第1回及び第2回新株予約権の消却について決議し、2022年5月13日付けで、全ての当該新株予約権(第1回新株予約権44,225個、第2回新株予約権2,750個)について消却をいたしました。)

区分	最近事業年度末現在(2022年3月31日)	公表日の前月末現在(2022年12月31日)
新株予約権の数(個)	44,225(注1)	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数	44,225(注1)	—
新株予約権の行使時の払込金額	234(注2)	—
新株予約権の行使期間	自 2020年3月30日 至 2030年3月29日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 234 資本組入額 117	—
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していること。 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。(注3)	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株とする。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又は

その他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使期間については記載の権利行使期間のうち、付与決議の日後2年を経過した日から付与決議の日後10年を経過する日までの期間内に行われなければならないものとする。
4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

第2回新株予約権（2019年2月18日臨時株主総会決議、2019年2月18日取締役会決議）

（当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、当社発行の第1回及び第2回新株予約権の消却について決議し、2022年5月13日付けで、全ての当該新株予約権（第1回新株予約権44,225個、第2回新株予約権2,750個）について消却をいたしました。）

区分	最近事業年度末現在 (2022年3月31日)	公表日の前月末現在 (2022年12月31日)
新株予約権の数(個)	2,750(注1)	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数	2,750(注1)	—
新株予約権の行使時の払込金額	株式公開時の公開価格(注2)	—
新株予約権の行使期間	自 2021年2月19日 至 2031年2月18日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 株式公開時の公開価格 資本組入額 発行価格の2分の1	—
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していること。 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。(注3)	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株とする。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割・併合の比率

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるもの

とする。

3. 新株予約権の行使期間については記載の権利行使期間のうち、付与決議の日後2年を経過した日から付与決議の日後10年を経過する日までの期間内に行われなければならないものとする。
4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

第3回新株予約権（2022年3月29日臨時株主総会決議、2022年3月29日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2022年3月31日)	公表日の前月末現在 (2022年12月31日)
新株予約権の数(個)	24,400(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	24,400(注1)	24,400(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	150(注2)	150(注2)
新株予約権の行使期間	自 2024年3月30日 至 2032年3月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 150 資本組入額 75	発行価格 150 資本組入額 75
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していること。 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。(注6)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注8)	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株とする。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合、又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。ただし、行使価額は金150円とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権を行使することができる期間

2024年3月30日から2032年3月29日までとする。

- ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日とする。
4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 5. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
 6. 新株予約権の行使の条件
 - ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
 - ②当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
 - ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
 7. 新株予約権の取得事由
 - ①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ②新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 8. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、1. に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
前記3. に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から前記3. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使の条件
前記6. に準じて決定する。
 - ⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記4. に準じて決定する。
 - ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨新株予約権の取得事由
前記7. に準じて決定する。
 9. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
 10. 新株予約権と引換えに払い込む金銭
新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。
 11. 新株予約権の割当日
2022年3月29日

第4回新株予約権（2022年3月29日臨時株主総会決議、2022年3月29日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2022年3月31日)	公表日の前月末現在 (2022年12月31日)
新株予約権の数（個）	27,265（注1）	26,115（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	27,265（注1）	26,115（注1）
新株予約権の行使時の払込金額	124（注2）	124（注2）
新株予約権の行使期間	自 2024年3月30日 至 2032年3月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 124 資本組入額 62	発行価格 124 資本組入額 62
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していること。 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。（注6）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注8）	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合、又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。ただし、行使価額は金124円とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権を行使することができる期間

2024年3月30日から2032年3月29日までとする。

ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日とする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
6. 新株予約権の行使の条件
 - ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
 - ②当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
 - ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
7. 新株予約権の取得事由
 - ①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - ②新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
8. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い
当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、1. に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
前記3. に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から前記3. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使の条件
前記6. に準じて決定する。
 - ⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記4. に準じて決定する。
 - ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨新株予約権の取得事由
前記7. に準じて決定する。
9. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
10. 新株予約権と引換えに払い込む金銭
新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。
11. 新株予約権の割当日
2022年3月29日

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
2018年3月29日(注)	1,299,740	1,300,000	—	13,000	—	—

(注) 株式分割(1:5,000)によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2022年11月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状 況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	2	3	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	6,000	—	—	7,000	13,000	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	46.15	—	—	53.85	100	—

(7) 【大株主の状況】

第四部【株式公開情報】 第3【株主の状況】に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2022年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,300,000	13,000	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準株式であり、単 元株式数は100株で あります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,300,000	—	—
総株主の議決権	—	13,000	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

(9)【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2022年3月29日	2022年3月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社監査役 4	当社従業員 51
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、当社発行の第1回及び第2回新株予約権の消却について決議し、2022年5月13日付けで、全ての当該新株予約権(第1回新株予約権44,225個、第2回新株予約権2,750個)について消却いたしました。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社では、株主に対する利益還元を経営上の基本理念として認識し、経営環境を鑑み、業績の推移状況及び長期経営計画に基づき財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に配当を実施することを基本方針としております。当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。この剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当事業年度の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体質強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

4【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性10名 女性1名 (役員のうち女性の比率9.0%)

役名	職名	氏名	生年 月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役社長	—	佐々木稔之	1972年 7月24 日生	1995年4月 株式会社伊藤忠フーズ入社 1998年4月 株式会社プライムジャパン入社 2004年5月 有限会社伸和 代表取締役 就任 2004年10月 有限会社ベストフーズ (当社に合併) 代表取締役 就任 2006年8月 株式会社伸和 (現当社) 代表取締役社長 就任 (現任) 2008年3月 株式会社エイチビーフーズ 代表取締役 就任 2014年2月 株式会社エステイコーポレーション設立 代表取締役 就任 (現任) 2017年2月 株式会社S T T設立 代表取締役 就任 (現任)	(注) 3	(注) 6	650,000 (注) 7
取締役副社長	—	佐々木智範	1975年 1月13 日生	1997年4月 株式会社セントラルフーズ入社 1999年4月 株式会社プライムジャパン入社 2004年5月 有限会社伸和 取締役 就任 2004年10月 有限会社ベストフーズ (当社に合併) 専務取締役 就任 2006年8月 株式会社伸和 (現当社) 取締役 就任 2008年3月 株式会社エイチビーフーズ 取締役 就任 2014年2月 株式会社エストラスト設立 代表取締役 就任 (現任) 2017年2月 株式会社S T T設立 取締役 就任 (現任) 2017年4月 当社取締役副社長 就任 (現任) 2017年11月 株式会社エイチビーフーズ 代表取締役 就任 (現任)	(注) 3	(注) 6	650,000 (注) 7

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
取締役	営業 本部長	中山 洋輔	1979年 10月17 日生	2000年4月	株式会社アドウイング入社	(注) 3	(注) 6	—
			2005年4月	株式会社エムエス工業入社				
			2007年11月	有限会社ベストフーズ (現当社) 入社				
			2012年10月	当社営業本部本部長 就任				
			2016年6月	当社取締役 就任 (現任)				
			2020年4月	当社取締役ロシア営業本部本部長 就任				
			2021年1月	当社取締役営業本部長 就任 (現任)				
取締役	商事 部部長	唐川 光広	1965年 7月29 日生	1984年6月	三栄工業株式会社入社	(注) 3	(注) 6	—
			1984年10月	生活協同組合いばらき (現いばらきコープ生活協同組合) 入組				
			1995年4月	生活協同組合連合会コープネット事業連合 (現コープデリ生活協同組合連合会) 入協				
			2007年3月	株式会社シーアイフーズシステムズ入社				
			2007年12月	伊藤忠食品株式会社入社				
			2017年10月	当社取締役商事部部長 就任 (現任)				
取締役	管理 本部長	大野 誠	1982年 3月21 日生	2008年9月	株式会社ワールドインテック入社	(注) 3	(注) 6	—
			2010年1月	株式会社伸和 (現当社) 入社				
			2018年3月	当社取締役管理本部長 就任 (現任)				

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
取締役	—	杉下清次	1953年 12月3 日生	1981年10月 札幌中央監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 1985年3月 公認会計士登録 2002年5月 税理士法人杉下会計（現税理士法人中央会計事務所）代表社員 就任（現任） 2015年5月 はまなす公認会計士共同事務所 代表 就任（現任） 2018年3月 当社取締役 就任（現任）	(注) 3	(注) 6	—
取締役	—	天間幸生	1972年 10月17 日生	1995年4月 株式会社みちのく銀行入行 2008年9月 株式会社北海道銀行入行 2015年12月 北海道総合商事株式会社 代表取締役 就任 2018年10月 当社取締役 就任（現任） 2019年10月 株式会社アグプロテック 設立 代表取締役 就任 2019年10月 株式会社RCG 設立 代表取締役 就任（現任）	(注) 3	(注) 6	—
常勤 監査 役	—	岡村 ふじ子	1947年 7月7 日生	1966年4月 北誉商店入社 1967年4月 山口商店入社 1968年6月 岡村陶器店入社 1996年6月 株式会社アラフード入社 2007年2月 株式会社エイチビーフーズ入社 2017年1月 当社常勤監査役 就任（現任）	(注) 4	(注) 6	—
常勤 監査 役	—	野宮 憲	1953年 7月10 日生	1977年4月 内宮運輸機工株式会社入社 1981年1月 北海道火力工事株式会社（現北海道パワーエンジニアリング株式会社）入社 2019年7月 当社常勤監査役 就任（現任）	(注) 5	(注) 6	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
監査役	—	赤渕由紀彦	1952年 1月2 日生	1974年4月	株式会社三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行) 入行	(注) 4	(注) 6	—
				1985年4月	池田雄亮法律事務所入所			
				1990年4月	赤渕由紀彦法律事務所設立 代表 就任			
				2017年6月	当社監査役 就任(現任)			
				2017年7月	弁護士法人赤渕・秋山法律事務所設立 代表 就任(現任)			
				2018年7月	株式会社加藤ビルディング 取締役 就任(現任)			
監査役	—	名倉一誠	1959年 1月8 日生	1995年4月	池田雄亮法律事務所入所	(注) 4	(注) 6	—
				1998年4月	名倉一誠法律事務所設立			
				2007年12月	株式会社シーエスアイ(現CEホールディングス) 監査役 就任			
				2015年12月	株式会社CEホールディングス 取締役(監査等委員) 就任(現任)			
				2018年6月	当社監査役 就任(現任)			
計								1,300,000

- (注) 1. 取締役杉下清次及び天間幸生は、社外取締役であります。
2. 監査役野宮憲、赤渕由紀彦及び名倉一誠は、社外監査役であります。
3. 2022年6月17日開催の定時株主総会の終結の時から2023年6月開催予定の定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2022年6月17日開催の定時株主総会の終結の時から2026年6月開催予定の定時株主総会の終結の時までであります。
5. 2019年7月1日から2023年6月開催予定の定時株主総会の終結の時までであります。
6. 2022年3月期における役員報酬の総額は、159,000千円を支給しております。
7. 代表取締役社長佐々木稔之、取締役副社長佐々木智範の保有株式には、両名の実質的に共同所有する資産管理会社の株式会社S T Tが保有する当社株式600,000株を50:50の比率に分割した株式を含んだ実質的所有株数を記載しております。当該会社は、両名の資産管理会社が50:50の出資比率で共同所有しております。
8. 取締役副社長佐々木智範は、代表取締役社長佐々木稔之の実弟であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の最も重要な課題の一つと位置づけ、より透明性の高い経営を実現するため、独立性の高い社外監査役を選任するとともに、経営管理組織・体制を整備し、経営効率の向上、経営監視機能の強化、法令遵守の徹底に取り組んでおります。

また、今後も株主総会の充実をはじめ、取締役会の活性化、監査役の監査機能の強化及び積極的な情報開示に取り組む、健全で透明かつ迅速な経営を追求し、コーポレート・ガバナンスの強化と充実に努めてまいります。

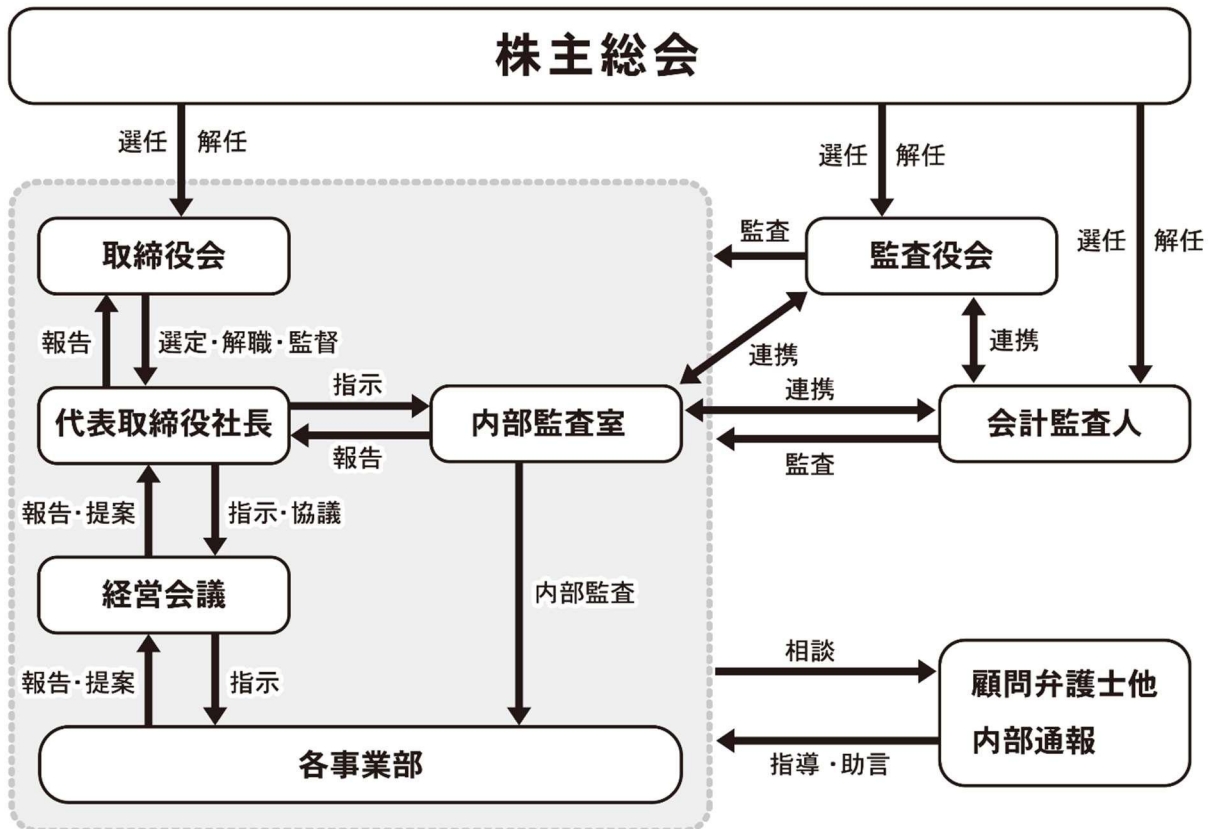
当社の主要株主である佐々木稔之氏の持株比率は、同氏が代表である資産管理会社の所有株式を合計すると過半数になることから支配株主に該当いたします。当社グループは、支配株主及び当該資産管理会社との間で取引を行っておらず、原則、今後も取引を行わない方針であります。取引を行う場合には、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議した上で意思決定を行うこととしております。

②企業統治の体制及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しており、一部の業務執行の決定や取締役会付議事項の内容検討を行うため、経営会議を設置しております。持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためにはコーポレート・ガバナンスの強化が重要であると考えており、業務執行に対し、取締役会による監督と監査役による適法性監査の二重のチェック機能を持つ監査役会設置会社の体制を選択しております。その中で、コーポレート・ガバナンスの基本方針に掲げた経営の透明性・公正性・迅速性の維持・向上を図るために、取締役会の監督機能の強化を進めております。

具体的には、監査役会設置会社の体制のもと、独立した外部の視点からチェック体制の強化を図るため、監査役4名のうち3名が社外監査役となっております。また、取締役会の監督機能の一層の強化を図るとともに、迅速な意思決定や機動的な業務執行を図るため、取締役7名のうち2名を社外取締役としております。

当社の企業統治の体制の模式図は、以下のとおりであります。



(a)取締役会

取締役会は、取締役7名（うち社外取締役2名）で構成されております。取締役会は、法定及び定款に定められた事項、経営の基本方針等の重要な経営上の意思決定を行うほか、取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行っております。取締役会は、原則として毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速に経営上の意思決定を行える体制としております。また、一部の業務執行の意思決定権限を経営会議に委譲することにより、より迅速な意思決定と機動的な業務執行を図っております。

(b)監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役2名（うち社外監査役1名）、非常勤監査役2名（うち社外監査役2名）で構成されています。監査役会は、毎月1回定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況の共有等、監査役相互の連携を図っております。

常勤監査役は取締役会や経営会議その他の重要会議に出席するほか、監査計画に基づいて当社取締役及び部門長へのヒアリング、国内外の店舗への往査、会計監査人からの監査結果等の聴取及び意見交換などを実施することにより、取締役の業務執行の監査を行っております。また、常勤監査役は内部監査室及び会計監査人と連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

非常勤監査役は、取締役会に出席するほか、監査役会に出席して常勤監査役と意見交換をすることなどを通じて監査を実施しております。

(c)経営会議

経営会議は、取締役会開催の4日前までに招集し、審議や機動性が求められる一部の業務執行の意思決定等を行うにかかる議題については、議題が発生した都度、招集する。経営会議は社外取締役2名を除く取締役5名で構成されており、議長は、代表取締役社長佐々木稔之が務めております。また、常勤監査役2名が出席しております。

(d)内部監査室

内部監査室長が内部監査計画に基づき監査を実施しております。内部監査は、当社の全部門及び子会社に対して原則として年1回以上の業務監査を実施し、内部監査結果について代表取締役社長及び監査役へ適宜報告を行っております。代表取締役社長は、監査結果に基づき、被監査部門に内部監査結果及び改善事項を通知し、改善指示回答書を提出させることとしております。なお、内部監査室長は、内部監査の状況等について、適宜監査役会及び会計監査人と連携して監査全体の品質向上に努めております。

(e)会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2022年3月期において監査を執行した公認会計士は久世浩一氏、木村彰夫氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士6名その他8名であります。

なお当社グループと監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には、特別の利害関係はありません。

(f)社外取締役及び社外監査役の状況

当社は社外取締役2名及び社外監査役3名を選任しております。社外取締役及び社外監査役は、業務執行の妥当性、適法性を客観的に評価は正する機能を有しており、企業経営の透明性を高めるために重要な役割を担っております。また、取締役会等の重要な会議に出席し、過去の経験と幅広い知見から、取締役会等の意思決定における適法性を確保するため、経営陣から独立した中立的な立場で、助言・提言を行っております。

社外取締役杉下清次は、公認会計士及び税理士としての経験と知見を有していることから、社外取締役に選任いたしました。なお、本発行者情報公表日現在、同氏は、当社の新株予約権2,200個（2,200株）を保有しておりますが、それ以外に同氏と当社との間で、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役天間幸生は、企業経営の経験が豊富であり、これまで培ってきた経験と知見を有していることから、社外取締役に選任いたしました。なお、本発行者情報公表日現在、同氏は、当社の新株予約権1,300個（1,300株）を保有しておりますが、それ以外に同氏と当社との間で、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役野宮憲は、上場会社の子会社において管理部門及び内部監査部門での業務経験と知見を有していることから、当社の監査体制の強化に適していると判断し、社外監査役に選任いたしました。なお、本発行者情報公表日現在、同氏は、当社の新株予約権900個（900株）を保有しておりますが、それ以外に同氏と当社との間で、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役赤淵由紀彦は、弁護士としての高度な専門知識を有していることから、当社の監査体制の強化に適していると判断し、社外監査役に選任いたしました。なお、本発行者情報公表日現在、同氏は、当社の新株予約権900個（900株）を保有しておりますが、それ以外に同氏と当社との間で、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役名倉一誠は、弁護士として企業法務に関するリスクについて幅広い見識と豊富な経験を有していることから、社外監査役に選任いたしました。なお、本発行者情報公表日現在、同氏は、当社の新株予約権900個（900株）を保有しておりますが、それ以外に同氏と当社との間で、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

③企業統治に関するその他の事項

a 内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会決議により「内部統制システムの基本方針」を定め、当該方針に基づき、各種社内規程等を整備するとともに規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を構築しております。また、内部統制システムが有効に機能していることを確認するため、内部監査室による内部監査を実施しております。

(a)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「企業理念」を定め、「取締役会規程」をはじめとする社内規程を整備し、役職員に周知徹底しております。

監査役は、取締役会及び重要な会議に出席し、会社の意思決定の過程及びその結果が法令及び定款に適合しているかを監査しております。

また、代表取締役社長直轄の部門として内部監査室を設立し、社内における職務の執行が社内規程に適合しているかを監査しております。

なお、取締役及び使用人の不正もしくは法令違反等を発見した場合等については、通常の伝達系統とは別に内部通報窓口を設置し、体制を整備しております。

(b)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、その他重要な書類のうち取締役の職務執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に保存及び管理を行っております。

また、文書管理部署である管理本部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対し、何時でもこれらの文書を閲覧できる体制を整備しております。

なお、情報の漏えいや不正使用の防止及び情報の有効活用のために、適正な管理体制の維持・向上に努めております。

(c)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社では、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス管理規程」に基づき、コンプライアンス、衛生管理及びその他の様々なリスクについて、それぞれ担当者を定め、想定しうるリスクに対しては、毎月開催される経営会議において報告し、情報を共有しております。

また、実際にリスクが顕在化した場合には、その対応策を経営会議で討議し、代表取締役社長及び取締役の命により直ちに対応することとしております。

(d)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、毎月1回定例で取締役会を開催するとともに、機動的に意思決定を行うため、臨時に取締役会を開催しておりますが、取締役会による決定を要しない事項については、経営会議において議論し、決定しております。

また、日常の職務執行においては、取締役、各部長及び重要な業務の責任者に権限を委譲し、各責任者が機動的かつ効率的に業務を執行しております。

(e)当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の企業集団は、当社及び連結子会社1社であり、毎月子会社の財務状況及び業務執行状況等の報告を受けるとともに、子会社を含む企業集団としての経営につき協議し、当社及び当社子会社が経営方針に従って適正かつ適法に運営されていることを確認しております。

(f)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する体制並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、常設で人員を配置することとします。当該使用人の選任、解任、異動等には、監査役会の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役会の指示の実効性の確保に努めるものとします。また、監査役から監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいては、取締役の指揮命令を受けないこととします。

(g)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

常勤監査役は、取締役会以外にも業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受けることとしています。

また、取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な議案や決定事項、その他の重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告することとしています。

(h)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、意見交換を行っております。また、内部監査室長及び会計監査人と定期的に会合を持ち、内部監査及び会計監査の過程で発見された問題点について意見の交換を行っております。

(i)財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するために、全社的な内部統制及び業務プロセスに係る内部統制の整備状況を確認し、その有効性を評価し、さらに、決算・財務報告に係る内部統制の有効性を確かめております。

(j)反社会的勢力を排除するための体制

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、拒絶することを基本方針とし、取引先がこれらと関わる企業もしくは団体等であると判明した場合には取引を解消することとしております。

また、新規の取引を開始するにあたっては、取引相手の反社会性を検証し、問題がないことを確認したうえで開始しております。

万が一、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合には、警察、顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、被害等の拡大を防ぐこととしております。

b リスク管理体制の整備状況

当社グループは、持続的な成長を確保するため「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。代表取締役社長を中心とし、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。また、地震、火災等の災害に対処するため、「防災マニュアル」等の各種規程を制定し、不測の事態に備えております。加えて、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

c 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役は法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

d 取締役の定数

当社の取締役は 10 名以内とする旨を定款で定めております。

e 取締役の選任の決議要件

取締役選任決議に関しては、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任については、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

f 取締役会決議事項とした株主総会決議事項

当社は、会社法第 454 条第 5 項の規定により、取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

g 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者	22,100	—
連結子会社	—	—
計	22,100	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、過年度の監査実績、当社の事業規模及び業務の特性、監査公認会計士等からの見積提案をもとに監査計画、監査内容、監査日数等を勘案した上で決定しております。監査報酬の額については、監査役会の同意を得て決定しております。

第6【経理の状況】

1. 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1999年大蔵省令第24号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

3. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当連結会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の中間連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

4. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更についての的確に対応することができる体制を整備するため、社外団体等の行うセミナー等に参加しております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,646,560	2,417,171
売掛金	242,082	259,250
商品及び製品	138,321	149,369
原材料及び貯蔵品	11,330	20,474
預け金	300,000	—
その他	89,090	72,978
貸倒引当金	—	△1,500
流動資産合計	2,427,385	2,917,744
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 308,396	※1 169,625
機械装置及び運搬具（純額）	56,840	48,828
工具、器具及び備品（純額）	68,950	67,998
土地	※1 93,479	※1 91,479
リース資産（純額）	58,455	46,401
建設仮勘定	—	26,244
有形固定資産合計	※2 586,121	※2 450,577
無形固定資産		
ソフトウェア	6,061	2,956
無形固定資産合計	6,061	2,956
投資その他の資産		
投資有価証券	4,000	796
敷金及び保証金	168,138	162,102
繰延税金資産	118,086	123,724
その他	11,977	16,365
投資その他の資産合計	302,202	302,988
固定資産合計	894,385	756,522
資産合計	3,321,771	3,674,267

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	214,451	221,686
短期借入金	700,000	700,000
1年内返済予定の長期借入金	※1 195,220	※1 233,393
1年内償還予定の社債	50,000	—
リース債務	13,224	11,651
未払金	132,298	203,249
未払費用	29,346	32,528
未払法人税等	2,415	4,216
賞与引当金	2,647	7,890
店舗閉鎖損失引当金	1,613	3,179
資産除去債務	174	612
その他	43,788	23,866
流動負債合計	1,385,180	1,442,274
固定負債		
長期借入金	※1 1,527,167	※1 1,813,774
リース債務	50,997	39,336
資産除去債務	85,769	83,003
その他	1,000	1,000
固定負債合計	1,664,933	1,937,113
負債合計	3,050,113	3,379,387
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,000	13,000
利益剰余金	252,076	281,879
株主資本合計	265,076	294,879
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	6,580	—
その他の包括利益累計額合計	6,580	—
純資産合計	271,657	294,879
負債純資産合計	3,321,771	3,674,267

【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

当中間連結会計期間
(2022年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,272,209
売掛金	240,041
商品及び製品	154,992
原材料及び貯蔵品	43,053
その他	81,448
貸倒引当金	△1,500
流動資産合計	2,790,245
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物（純額）	※1 151,927
機械装置及び運搬具（純額）	155,594
工具、器具及び備品（純額）	69,828
土地	※1 91,479
リース資産（純額）	40,951
建設仮勘定	30,205
有形固定資産合計	※2 539,987
無形固定資産	
ソフトウェア	1,403
無形固定資産合計	1,403
投資その他の資産	
投資有価証券	796
敷金及び保証金	163,291
繰延税金資産	91,726
その他	15,695
投資その他の資産合計	271,509
固定資産合計	812,901
資産合計	3,603,146

(単位：千円)

当中間連結会計期間
(2022年9月30日)

負債の部		
流動負債		
買掛金		222,374
短期借入金		700,000
1年内返済予定の長期借入金	※1	250,524
リース債務		11,313
未払金		164,129
未払費用		33,512
未払法人税等		2,085
賞与引当金		5,721
資産除去債務		357
その他	※3	55,241
流動負債合計		1,445,259
固定負債		
長期借入金	※1	1,680,416
リース債務		33,680
資産除去債務		84,658
その他		1,000
固定負債合計		1,799,754
負債合計		3,245,013
純資産の部		
株主資本		
資本金		13,000
利益剰余金		345,133
株主資本合計		358,133
その他の包括利益累計額		
その他の包括利益累計額合計		—
純資産合計		358,133
負債純資産合計		3,603,146

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高	4,046,933	3,993,991
売上原価	1,663,655	1,767,495
売上総利益	2,383,277	2,226,495
販売費及び一般管理費	※1 2,555,401	※1 2,557,227
営業損失(△)	△172,123	△330,731
営業外収益		
受取利息及び配当金	48	55
受取賃貸料	12,054	12,054
受取保険金	6,806	10,218
補助金収入	10,130	475,164
協賛金収入	23,579	12,184
その他	7,396	5,135
営業外収益合計	60,015	514,811
営業外費用		
支払利息	7,227	11,745
不動産賃貸原価	4,077	4,917
現金過不足	1,587	960
為替差損	8,257	—
その他	1,896	557
営業外費用合計	23,046	18,180
経常利益又は経常損失(△)	△135,154	165,899
特別利益		
固定資産売却益	※2 1,925	※2 2,500
補助金収入	※3 13,950	※3 109,234
為替換算調整勘定取崩益	—	※4 3,651
特別利益合計	15,875	115,385
特別損失		
減損損失	※5 56,153	※5 145,913
固定資産除却損	—	※6 880
店舗閉鎖損失引当金繰入額	9,858	2,397
店舗閉鎖損失	—	770
新型コロナウイルス感染症による損失	※7 75,153	※7 81,808
投資有価証券評価損	—	3,203
債権放棄損	—	※8 16,705
特別損失合計	141,166	251,680
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△260,445	29,605
法人税、住民税及び事業税	3,331	5,430
法人税等調整額	△91,517	△5,638
法人税等合計	△88,186	△208
当期純利益又は当期純損失(△)	△172,259	29,813
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△172,259	29,813

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純利益又は当期純損失 (△)	△172,259	29,813
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	6,860	△6,580
その他の包括利益合計	※ 6,860	※ △6,580
包括利益	△165,399	23,232
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△165,399	23,232
非支配株主に係る包括利益	—	—

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
売上高		2,652,499
売上原価		1,190,595
売上総利益		1,461,903
販売費及び一般管理費	※1	1,496,312
営業損失(△)		△34,408
営業外収益		
受取利息及び配当金		22
受取保険金		4,263
受取賃貸料		3,649
補助金収入		160,157
協賛金収入		3,129
その他		360
営業外収益合計		171,584
営業外費用		
支払利息		6,780
不動産賃貸原価		981
現金過不足		3,164
その他		210
営業外費用合計		11,136
経常利益		126,038
特別利益		
固定資産売却益	※2	32
投資有価証券売却益		4
特別利益合計		37
特別損失		
減損損失	※3	28,735
特別損失合計		28,735
税金等調整前中間純利益		97,339
法人税、住民税及び事業税		2,088
法人税等調整額		31,997
法人税等合計		34,085
中間純利益		63,253
親会社株主に帰属する中間純利益		63,253

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
中間純利益		63,253
その他の包括利益		
その他の包括利益合計		—
中間包括利益		63,253
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益		63,253
非支配株主に係る中間包括利益		—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	13,000	424,335	437,335	△279	△279	437,056
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		△172,259	△172,259			△172,259
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				6,860	6,860	6,860
当期変動額合計	—	△172,259	△172,259	6,860	6,860	△165,399
当期末残高	13,000	252,076	265,076	6,580	6,580	271,657

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	13,000	252,076	265,076	6,580	6,580	271,657
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益		29,813	29,813			29,813
連結除外に伴う利益剰余金の減少		△11	△11			△11
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				△6,580	△6,580	△6,580
当期変動額合計	—	29,802	29,802	△6,580	△6,580	23,221
当期末残高	13,000	281,879	294,879	—	—	294,879

【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本			その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	13,000	281,879	294,879	—	—	294,879
当中間期変動額						
親会社株主に帰属する中間純利益		63,253	63,253			63,253
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計	—	63,253	63,253			63,253
当中間期末残高	13,000	345,133	358,133	—	—	358,133

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△260,445	29,605
減価償却費	121,668	105,780
減損損失	56,153	145,913
賞与引当金の増減額(△は減少)	△5,030	5,243
貸倒引当金の増減額(△は減少)	—	1,500
受取利息及び受取配当金	△48	△55
店舗閉鎖損失引当金の増減額(△は減少)	246	1,566
支払利息	7,227	11,745
売上債権の増減額(△は増加)	△50,488	△17,249
棚卸資産の増減額(△は増加)	△16,046	△23,316
仕入債務の増減額(△は減少)	53,942	7,901
未払又は未収消費税等の増減額	△94,870	30,229
未払金及び未払費用の増減額(△は減少)	△54,516	46,557
受取保険金	△6,806	△10,218
補助金収入	△24,080	△584,398
協賛金収入	△23,579	△12,184
投資有価証券評価損益(△は益)	—	3,203
為替換算調整勘定取崩益(△は益)	—	△3,651
新型コロナウイルス感染症による損失	75,153	81,808
債権放棄損	—	16,705
その他の流動資産の増減額(△は増加)	△1,219	△20,770
その他の固定資産の増減額(△は増加)	△2,303	△5,145
その他の流動負債の増減額(△は減少)	12,686	△6,841
その他の固定負債の増減額(△は減少)	△3,266	—
その他	△1,717	285
小計	△217,338	△195,786
利息及び配当金の受取額	48	55
利息の支払額	△7,705	△12,246
保険金の受取額	6,806	10,218
補助金の受取額	24,080	584,398
新型コロナウイルス感染症による損失の支払額	△68,533	△71,289
協賛金の受取額	17,498	—
法人税等の支払額	△17,175	△3,678
営業活動によるキャッシュ・フロー	△262,319	311,670
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	13,200	—
有形固定資産の取得による支出	△67,759	△84,229
有形固定資産の売却による収入	381	2,500
敷金及び保証金の差入による支出	△1,300	△8,460
敷金及び保証金の回収による収入	15,646	3,179
資産除去債務の履行による支出	△973	△50
その他	282	717
投資活動によるキャッシュ・フロー	△40,523	△86,342
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(△は減少)	700,000	—
長期借入れによる収入	1,020,000	850,000
長期借入金の返済による支出	△141,010	△225,220
社債の償還による支出	△100,000	△50,000
リース債務の返済による支出	△13,075	△13,233
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,465,914	561,546
現金及び現金同等物に係る換算差額	5,688	△2,509
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	1,168,760	784,365

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
現金及び現金同等物の期首残高	477,799	1,646,560
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	—	△13,753
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,646,560	※1 2,417,171

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	97,339
減価償却費	50,056
減損損失	28,735
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△2,169
受取利息及び受取配当金	△22
店舗閉鎖損失引当金の増減額 (△は減少)	△3,179
支払利息	6,780
売上債権の増減額 (△は増加)	19,209
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△28,202
仕入債務の増減額 (△は減少)	687
未払又は未収消費税等の増減額	44,736
未払金及び未払費用の増減額 (△は減少)	△26,515
受取保険金	△4,263
補助金収入	△160,157
協賛金収入	△3,129
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△25,966
その他の固定資産の増減額 (△は増加)	861
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	2,191
その他	38
小計	△2,967
利息及び配当金の受取額	22
利息の支払額	△6,696
保険金の受取額	4,263
補助金の受取額	160,157
法人税等の支払額	△4,220
営業活動によるキャッシュ・フロー	150,559
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△176,729
有形固定資産の売却による収入	32
敷金及び保証金の差入による支出	△1,206
敷金及び保証金の回収による収入	4,516
資産除去債務の履行による支出	△139
その他	227
投資活動によるキャッシュ・フロー	△173,299
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△116,227
リース債務の返済による支出	△5,995
財務活動によるキャッシュ・フロー	△122,222
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△144,962
現金及び現金同等物の期首残高	2,417,171
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 2,272,209

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

株式会社エイチビーフーズ

なお、連結子会社でありました有限責任会社シンワは、支配力基準により実質的に支配していると認められなくなったため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(ロ) 棚卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～39年

機械装置及び運搬具 5～10年

工具、器具及び備品 2～10年

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

当社及び連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(ハ) 店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる閉店関連損失見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社における主な顧客との契約から生じる飲食、物販事業の収益については、一般の消費者が顧客として店舗に来店またはテイクアウトの注文をし、顧客に対して料理または商品を提供した時に履行義務が充足されると判断し、提供時に収益を認識しております。

また、卸売事業（総額、純額）及びロイヤリティ事業の収益については、顧客に対する商品の納品時に履行義務が充足されると判断し、納品時に収益を認識しております。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社であった有限責任会社シンワの収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算して計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価額の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	586,121	450,577
無形固定資産	6,061	2,956
減損損失	56,153	145,913

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、固定資産として、飲食事業及び物販事業における店舗設備、その他自社工場、本社などを保有しております。

資産グループは、主として各店舗を独立したキャッシュ・フロー生成単位としてグルーピングしております。資産グループごとに、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている場合や閉店の意思決定を行った店舗等、減損の兆候がある資産グループについて資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した結果、当該割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識しております。

割引前将来キャッシュ・フローは、取締役会で承認された各店舗の将来計画を基礎としており、当該計画は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた当連結会計年度を含む営業損益実績を踏まえて見積もっております。

なお、当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けております。その影響は翌連結会計年度半ばまで続き、その後徐々に回復に転じるものと仮定して、有形固定資産及び無形固定資産の減損処理の会計上の見積りを行っております。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	118,086	123,724

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号)で示される会社分類を基礎に、将来減算一時差異に対する、将来の収益力に基づく課税所得、タックス・プランニング及び将来加算一時差異の解消スケジュール等に基づき、将来の税負担を軽減する効果を有すると見込まれる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、取締役会で承認を得た将来計画に基づいております。

これらの見積りは、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合、翌事業年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

なお、当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けております。その影響は翌連結会計年度半ばまで続き、その後徐々に回復に転じるものと仮定して、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
建物及び構築物	38,168千円	36,893千円
土地	26,388	26,388
計	64,556	63,282

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	5,328千円	5,328千円
長期借入金	28,496	23,168
計	33,824	28,496

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	701,092千円	755,212千円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
給料及び手当	345,534千円	302,451千円
雑給	679,863	668,953
賞与引当金繰入額	△1,263	7,194
地代家賃	376,624	369,411

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
建物及び構築物	1,300千円	2,500千円
機械装置及び運搬具	625	—
計	1,925	2,500

※3 補助金収入（特別利益）

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

補助金収入のうち、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う緊急事態措置等による臨時休業期間に対応すると考えられる金額を特別利益に計上しております。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

補助金収入のうち、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う緊急事態措置等による臨時休業期間に対応すると考えられる金額を特別利益に計上しております。

※4 為替換算調整勘定取崩益

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

為替換算調整勘定取崩益は、有限責任会社シンワを連結の範囲から除外したことに伴い、為替換算調整勘定を取り崩したものであります。

※5 減損損失

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
北海道	店舗	建物附属設備	55,714
北海道	店舗	工具、器具及び備品	274
埼玉県	店舗	工具、器具及び備品	164

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。その結果、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は、建物附属設備 55,714 千円、工具、器具及び備品 438 千円であります。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、ゼロとして評価しております。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
北海道	店舗	建物附属設備	110,959
北海道	店舗	構築物	104
北海道	遊休資産	建物附属設備	17,254
北海道	遊休資産	工具、器具及び備品等	2,969
北海道	遊休資産	土地	1,999
東京都	店舗	建物附属設備	10,321
埼玉県	店舗	建物附属設備	2,304

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングを行い、遊休資産等については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。その結果、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は、建物附属設備 140,840 千円、構築物 398 千円、工具、器具及び備品 2,675 千円、土地 1,999 千円であります。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、ゼロとして評価しております。

※6 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
建物及び構築物	一千円	493千円
工具、器具及び備品	—	386
計	—	880

※7 新型コロナウイルス感染症による損失

前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う緊急事態措置等による臨時休業期間中に発生した固定費(地代家賃、水道光熱費等)を、臨時休業による損失として特別損失に計上しております。

当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う緊急事態措置等による臨時休業期間中に発生した固定費(地代家賃、水道光熱費等)を、臨時休業による損失として特別損失に計上しております。

※8 債権放棄損

前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

有限責任会社シンワに対する貸付金等を債権放棄したことに伴い発生したものであります。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	6,860千円	△2,929千円
組替調整額	—	△3,651
税効果調整前合計	6,860	△6,580
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	6,860	△6,580
その他の包括利益合計	6,860	△6,580

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,300,000	—	—	1,300,000
合計	1,300,000	—	—	1,300,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第1回ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第2回ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	—

(注) 第1回ストック・オプションとしての新株予約権、第2回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の権利行使条件を満たしていません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,300,000	—	—	1,300,000
合計	1,300,000	—	—	1,300,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	
	第2回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	
	第3回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	
	第4回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	
合計			—	—	—	—	

(注) 第1回ストック・オプションとしての新株予約権、第2回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の権利行使条件を満たしておりません。第3回ストック・オプションとしての新株予約権は、第4回ストック・オプションとしての新株予約権は権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
現金及び預金勘定	1,646,560千円	2,417,171千円
現金及び現金同等物	1,646,560	2,417,171

2 重要な非資金取引の内容

該当事項はありません。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産

主として、店舗におけるテーブルオーダー端末(工具、器具及び備品)であります。

②リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については元本の保証された短期的な預金に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入又は社債の発行により行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、信用度の高い相手先に集約することにより、リスクの低減を行っております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金・未払金は全て1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、返済又は償還日は原則として10年以内であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る信用リスクについては、格付の高い金融機関に限定して取引を行っております。また、営業債権に係る信用リスクに関しては、決済までのサイトを短期間に設定するとともに、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を都度行っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時資金状況を確認し、手許流動性を高く維持することで流動性リスクに対処しております。

③市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金及び社債については、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2021年3月31日）

		連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)	敷金及び保証金（※2）	172,722	172,722	—
	資産計	172,722	172,722	—
(2)	1年内償還予定の社債	50,000	49,794	△205
(3)	長期借入金（※3）	1,722,387	1,721,064	△1,322
	負債計	1,772,387	1,770,859	△1,527

（※1）「現金及び預金」「売掛金」「預け金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）敷金及び保証金には1年内回収予定の敷金及び保証金も含めております。

（※3）長期借入金には1年内返済予定の長期借入金も含めております。

（※4）市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度（千円）
非上場株式	4,000

当連結会計年度（2022年3月31日）

		連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)	敷金及び保証金（※2）	172,650	172,616	△34
	資産計	172,650	172,616	△34
(2)	長期借入金（※3）	2,047,167	2,042,730	△4,436
	負債計	2,047,167	2,042,730	△4,436

（※1）「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）敷金及び保証金には1年内回収予定の敷金及び保証金も含めております。

（※3）長期借入金には1年内返済予定の長期借入金も含めております。

（※4）市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（千円）
非上場株式	796

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度 (2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,646,560	—	—	—
預け金	300,000	—	—	—
売掛金	242,082	—	—	—
合計	2,188,642	—	—	—

(※) 敷金及び保証金については、償還期日を明確に把握できないため、上記の償還予定額には含めておりません。

当連結会計年度 (2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,417,171	—	—	—
売掛金	259,250	—	—	—
合計	2,676,422	—	—	—

(※) 敷金及び保証金については、償還期日を明確に把握できないため、上記の償還予定額には含めておりません。

(注2) 社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度 (2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	50,000	—	—	—	—	—
長期借入金	195,220	193,393	215,102	137,426	206,961	774,285
リース債務	13,224	11,651	11,313	11,313	10,195	6,522
合計	258,444	205,044	226,415	148,739	217,156	780,807

当連結会計年度 (2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	233,393	251,854	182,639	203,410	254,752	921,119
リース債務	11,651	11,313	11,313	10,135	5,553	1,020
合計	245,044	263,167	193,952	213,545	260,305	922,139

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価 (単位：千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	172,616	—	172,616
長期借入金	—	2,042,730	—	2,042,730

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価は、想定した貸借契約期間に基づき、決算日現在の国債利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度 (2021年3月31日)

当社グループにおいては、重要性が乏しいため注記を省略しております。

当連結会計年度 (2022年3月31日)

当社グループにおいては、重要性が乏しいため注記を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は、ストック・オプション付与日時点において未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2018年ストック・オプション 第1回新株予約権	2019年ストック・オプション 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社監査役 2名 当社従業員 89名	当社取締役 2名 当社従業員 22名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 56,460株	普通株式 4,100株
付与日	2018年3月29日	2019年2月18日
権利確定条件	権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。但し、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。	権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。但し、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年3月30日から 2030年3月29日まで	2021年2月19日から 2031年2月18日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2021年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	2018年ストック・オプション 第1回新株予約権	2019年ストック・オプション 第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	54,495	4,000
付与	-	-
失効	9,970	1,200
権利確定	-	-
未確定残	44,525	2,800
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

② 単価情報

	2018年ストック・オプション 第1回新株予約権	2019年ストック・オプション 第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	234	株式公開時の公開価格
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は、ストック・オプション付与日時点において未公開企業であり、ストック・オプションの公正な評価単価は単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社株式の株式価値は、類似企業比準方式と純資産価額方式の折衷法により算定しております。なお、算定の結果、付与時点における株式の評価額が新株予約権行使時の払込金額と同額であるため、単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロとして算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当連結会計年度末における本源的価値の合計額
一千円

②当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
一千円

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は、ストック・オプション付与日時点において未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	2018年ストック・オプション 第1回新株予約権	2019年ストック・オプション 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社監査役 2名 当社従業員 89名	当社取締役 2名 当社従業員 22名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 56,460株	普通株式 4,100株
付与日	2018年3月29日	2019年2月18日
権利確定条件	権利行使時において、当社及び当 子会社の取締役、監査役又は従業員 たる地位にあること。但し、別途取 締役会の承認があった場合はこの 限りではない。	権利行使時において、当社及び当 子会社の取締役、監査役又は従業員 たる地位にあること。但し、別途取 締役会の承認があった場合はこの 限りではない。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年3月30日から 2030年3月29日まで	2021年2月19日から 2031年2月18日まで

	2022年ストック・オプション 第3回新株予約権	2022年ストック・オプション 第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社監査役 4名	当社従業員 51名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 24,400株	普通株式 27,265株
付与日	2022年3月29日	2022年3月29日
権利確定条件	権利行使時において、当社及び当 子会社の取締役、監査役又は従業員 たる地位にあること。但し、別途取 締役会の承認があった場合はこの 限りではない。	権利行使時において、当社及び当 子会社の取締役、監査役又は従業員 たる地位にあること。但し、別途取 締役会の承認があった場合はこの 限りではない。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2024年3月30日から 2032年3月29日まで	2024年3月30日から 2032年3月29日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2022年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	2018年ストック・オプション 第1回新株予約権	2019年ストック・オプション 第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	44,525	2,800
付与	-	-
失効	300	50
権利確定	-	-
未確定残	44,225	2,750
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

	2022年ストック・オプション 第3回新株予約権	2022年ストック・オプション 第4回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	24,400	27,265
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	24,400	27,265
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

② 単価情報

	2018年ストック・オプション 第1回新株予約権	2019年ストック・オプション 第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	234	株式公開時の公開価格
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	2022年ストック・オプション 第3回新株予約権	2022年ストック・オプション 第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	150	124
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は、ストック・オプション付与日時点において未公開企業であり、ストック・オプションの公正な評価単価は単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社株式の株式価値は、類似企業比準方式と純資産価額方式の折衷法により算定しております。なお、算定の結果、付与時点における株式の評価額が新株予約権行使時の払込金額と同額であるため、単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロとして算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当連結会計年度末における本源的価値の合計額

一千円

②当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

一千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	26,078 千円	70,177 千円
減損損失	56,341	31,972
資産除去債務	29,409	28,613
賞与引当金	905	2,699
未払事業所税	3,186	2,927
店舗閉鎖損失引当金	552	1,087
繰越欠損金	74,828	32,111
その他	209	193
繰延税金資産小計	191,511	169,783
評価性引当額	△57,661	△38,362
繰延税金資産合計	133,849	131,421
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△7,370	△2,214
特別償却準備金	△1,625	△68
圧縮積立金	△6,767	△5,413
繰延税金負債合計	△15,763	△7,696
繰延税金資産の純額	118,086	123,724

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
法定実効税率 (調整)	34.2%	34.2%
住民税均等割	△1.5	14.3
評価性引当額の増減	3.1	△65.2
海外子会社の税率差異	-	△2.6
税効果を認識していない連結子会社の欠損金	△1.7	17.0
その他	△0.1	1.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.0	△0.7

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

営業店舗用建物等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間又は主要な設備の耐用年数のいずれか長い期間(3年~15年)と見積もり、割引率は使用見込期間に対応する国債の利回りとし、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
期首残高	87,589千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,467
時の経過による調整額	77
資産除去債務の履行による減少額	△3,191
期末残高	85,943

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

営業店舗用建物等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間又は主要な設備の耐用年数のいずれか長い期間(3年~15年)と見積もり、割引率は使用見込期間に対応する国債の利回りとし、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
期首残高	85,943千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	2,222
時の経過による調整額	77
資産除去債務の履行による減少額	△4,626
期末残高	83,615

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

(収益認識関係)

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	売上高
飲食事業	1,701,630
物販事業	1,842,220
卸売事業（総額）	418,043
卸売事業（純額）	19,866
卸売事業（ロイヤリティ）	12,230
顧客との契約から生じる収益	3,993,991
その他の収益	-
外部顧客への売上高	3,993,991

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社における主な顧客との契約から生じる収益の内容は以下の通りであります。

飲食、物販事業の収益については、一般の消費者が顧客として店舗に来店又はテイクアウトの注文をし、顧客に対して料理又は商品を提供した時に履行義務が充足されると判断し、提供時に収益を認識しております。

また、卸売事業（総額、純額、ロイヤリティ）の収益については、顧客に対する商品の納品時に履行義務が充足されると判断し、納品時に収益を認識しております。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの事業は、「飲食事業」「物販事業」「卸売事業」の3つの事業セグメントで構成されております。各事業は、事業を展開する経済、競争及び規制環境に特化したサービスに重点をおいた戦略が必要のため、個別に管理されております。

「飲食事業」は、北海道及び首都圏、ロシア連邦において食材と美味しさにこだわった居酒屋を中心とした飲食店の経営を行っております。

「物販事業」は、北海道及び首都圏において安心・安全な食材を使用したお惣菜のお持ち帰り専門店等を経営しております。

「卸売事業」は、冷凍加工食品の企画・製造・卸売販売を行っております。商品の特徴としては、大手食品メーカーと共同開発を行い、大手食品メーカーの代表的な商品にアレンジを加えたオリジナル商品を揃えております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注)	連結財務諸表 計上額
	飲食事業	物販事業	卸売事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	2,072,604	1,661,446	312,882	4,046,933	—	4,046,933
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	2,072,604	1,661,446	312,882	4,046,933	—	4,046,933
セグメント利益又は損失(△)	59,115	219,491	15,157	293,765	△465,888	△172,123
セグメント資産	557,116	306,067	12,373	875,558	2,446,212	3,321,771
その他の項目						
減価償却費	72,641	29,023	—	101,665	20,003	121,668
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	54,940	7,028	—	61,969	25,277	87,246

(注) 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失の調整額△465,888千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額2,446,212千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金等であります。

(3) 減価償却費の調整額20,003千円は、管理部門の資産に係る減価償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額25,277千円は、管理部門の設備投資額であります。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。

当社グループの事業は、「飲食事業」「物販事業」「卸売事業」の3つの事業セグメントで構成されております。各事業は、事業を展開する経済、競争及び規制環境に特化したサービスに重点をおいた戦略が必要のため、個別に管理されております。

「飲食事業」は、北海道及び首都圏において食材と美味しさにこだわった居酒屋を中心とした飲食店の経営を行っております。

「物販事業」は、北海道及び首都圏において安心・安全な食材を使用したお惣菜のお持ち帰り専門店等を経営しております。

「卸売事業」は、冷凍加工食品の企画・製造・卸売販売を行っております。商品の特徴としては、大手食品メーカーと共同開発を行い、大手食品メーカーの代表的な商品にアレンジを加えたオリジナル商品を揃えております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注)	連結財務諸表 計上額
	飲食事業	物販事業	卸売事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	1,701,630	1,842,220	450,140	3,993,991	—	3,993,991
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	1,701,630	1,842,220	450,140	3,993,991	—	3,993,991
セグメント利益又は損失(△)	△73,798	233,073	25,084	184,359	△515,091	△330,731
セグメント資産	449,718	385,497	93,901	929,116	2,745,150	3,674,267
その他の項目						
減価償却費	63,696	30,976	—	94,673	11,107	105,780
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	37,925	76,054	—	113,979	—	113,979

(注) 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失の調整額△515,091千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額2,745,150千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金等であります。
- (3) 減価償却費の調整額11,107千円は、管理部門の資産に係る減価償却費であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	飲食事業	物販事業	卸売事業	全社・消去	合計
減損損失	55,714	438	—	—	56,153

当連結会計年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	飲食事業	物販事業	卸売事業	全社・消去	合計
減損損失	119,722	3,967	—	22,223	145,913

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	佐々木稔之	—	—	当社代表 取締役社長	(被所有) 直接 26.9 間接 23.0	債務被保証	当社の不動産 賃貸借契約の債務被 保証 (注)	173,545	—	—
役員	佐々木智範	—	—	当社 取締役副社長	(被所有) 直接 26.9 間接 23.0	債務被保証	当社の不動産 賃貸借契約の債務被 保証 (注)	16,123	—	—

(注) 当社は店舗の賃借料について、代表取締役社長佐々木稔之及び取締役副社長佐々木智範から債務保証を受けております。記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。なお、保証料の支払は行っておりません。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	佐々木稔之	—	—	当社代表 取締役社長	(被所有) 直接 26.9 間接 23.0	債務被保証	当社の不動産 賃貸借契約の債務被 保証 (注)	169,129	—	—
役員	佐々木智範	—	—	当社 取締役副社長	(被所有) 直接 26.9 間接 23.0	債務被保証	当社の不動産 賃貸借契約の債務被 保証 (注)	13,817	—	—

(注) 当社は店舗の賃借料について、代表取締役社長佐々木稔之及び取締役副社長佐々木智範から債務保証を受けております。記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。なお、保証料の支払は行っておりません。

(1 株当たり情報)

前連結会計年度 (自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)

	当連結会計年度 (自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	208.96 円
1 株当たり当期純損失 (△)	△132.50 円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また 1 株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)
親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△172,259
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△172,259
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,300,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 2 種類 (新株予約権の数 44,525 個、2,800 個) なお、新株予約権の概要は、「第 5 発行者の状況 1【株式等の状況】 (2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

当連結会計年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

	当連結会計年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	226.83 円
1 株当たり当期純利益	22.93 円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	29,813
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	29,813
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,300,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 4 種類 (新株予約権の数 44,225 個、2,750 個、24,400 個、27,265 個) なお、新株予約権の概要は、「第 5 発行者の状況 1【株式等の状況】 (2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 1社
連結子会社の名称
株式会社エイチビーフーズ
- (2) 主要な非連結子会社の名称等
非連結子会社
該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社数
該当事項はありません。
- (2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況
該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - (イ) 有価証券
その他有価証券
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。
 - (ロ) 棚卸資産
主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - (イ) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	2～39年
機械装置及び運搬具	5～10年
工具、器具及び備品	2～10年
 - (ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
 - (ハ) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

当社及び連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。

(ハ) 店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる閉店関連損失見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社における主な顧客との契約から生じる飲食、物販事業の収益については、一般の消費者が顧客として店舗に来店又はテイクアウトの注文をし、顧客に対して料理又は商品を提供した時に履行義務が充足されると判断し、提供時に収益を認識しております。

また、卸売事業（総額、純額）及びロイヤリティ事業の収益については、顧客に対する商品の納品時に履行義務が充足されると判断し、納品時に収益を認識しております。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価額の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

該当事項はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
建物及び構築物	36,256千円
土地	26,388
計	62,645

担保付債務は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
1年内返済予定の長期借入金	5,328千円
長期借入金	20,504
計	25,832

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	743,153千円

※3 消費税等の取扱い

仮払消費税及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
給料及び手当	149,328千円
雑給	463,366
賞与引当金繰入額	395
地代家賃	203,576

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
機械装置及び運搬具	32千円
計	32

※3 減損損失

当中間連結会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
北海道	店舗	建物附属設備	12,895
東京都	店舗	建物附属設備	760
青森県	店舗	建物附属設備	15,080

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。その結果、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は、建物附属設備 28,735 千円であります。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、ゼロとして評価しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計期間期首株式数 (株)	当中間連結会計期間増加株式数 (株)	当中間連結会計期間減少株式数 (株)	当中間連結会計期間末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	1,300,000	—	—	1,300,000
合計	1,300,000	—	—	1,300,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当中間連結会計期間末残高 (千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当中間連結会計期間末	
提出会社 (親会社)	第3回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	第4回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	—

(注) 第3回ストック・オプションとしての新株予約権、第4回ストック・オプションとしての新株予約権は権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
現金及び預金勘定	2,272,209 千円
現金及び現金同等物	2,272,209

※2 重要な非資金取引の内容

該当事項はありません。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産

主として、店舗におけるテーブルオーダー端末(工具、器具及び備品)であります。

③リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当中間連結会計期間 (2022年9月30日)

	中間連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金 (※2)	169,348	169,327	△21
資産計	169,348	169,327	△21
(2) 長期借入金 (※3)	1,930,940	1,917,966	△12,973
負債計	1,930,940	1,917,966	△12,973

(※1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 敷金及び保証金には1年内回収予定の敷金及び保証金も含めております。

(※3) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金も含めております。

(※4) 市場価格のない株式等の中間連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当中間連結会計期間 (千円)
非上場株式	796

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当中間連結会計期間 (2022年9月30日)

区分	時価 (単位：千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	169,348	—	169,348
長期借入金	—	1,930,940	—	1,930,940

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価は、想定した貸借契約期間に基づき、決算日現在の国債利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

当中間連結会計期間 (2022年9月30日)

当社グループにおいては、重要性が乏しいため注記を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

当中間連結会計期間 (自2022年4月1日至2022年9月30日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は、ストック・オプション付与日時点において未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

(資産除去債務関係)

当中間連結会計期間 (自2022年4月1日至2022年9月30日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の総額の増減

	当中間連結会計期間 (自2022年4月1日 至2022年9月30日)
期首残高	83,615千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,621
時の経過による調整額	33
資産除去債務の履行による減少額	△255
中間期末残高	85,015

(賃貸等不動産関係)

当中間連結会計期間 (自2022年4月1日至2022年9月30日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

(収益認識関係)

当中間連結会計期間 (自2022年4月1日至2022年9月30日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	売上高
飲食事業	1,366,863
物販事業	969,569
卸売事業 (総額)	311,951
卸売事業 (純額)	2,091
卸売事業 (ロイヤリティ)	2,023
顧客との契約から生じる収益	2,652,499
その他の収益	-
外部顧客への売上高	2,652,499

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社における主な顧客との契約から生じる収益の内容は以下の通りであります。

飲食、物販事業の収益については、一般の消費者が顧客として店舗に来店またはテイクアウトの注文をし、顧客に対して料理または商品を提供した時に履行義務が充足されると判断し、提供時に収益を認識しております。

また、卸売事業 (総額、純額、ロイヤリティ) の収益については、顧客に対する商品の納品時に履行義務が充足されると判断し、納品時に収益を認識しております。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間連結会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。

当社グループの事業は、「飲食事業」「物販事業」「卸売事業」の3つの事業セグメントで構成されております。各事業は、事業を展開する経済、競争及び規制環境に特化したサービスに重点をおいた戦略が必要なため、個別に管理されております。

「飲食事業」は、北海道及び首都圏において食材と美味しさにこだわった居酒屋を中心とした飲食店の経営を行っております。

「物販事業」は、北海道及び首都圏において安心・安全な食材を使用したお惣菜のお持ち帰り専門店等を経営しております。

「卸売事業」は、冷凍加工食品の企画・製造・卸売販売を行っております。商品の特徴としては、大手食品メーカーと共同開発を行い、大手食品メーカーの代表的な商品にアレンジを加えたオリジナル商品を揃えております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注)	中間連結財務 諸表計上額
	飲食事業	物販事業	卸売事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	1,366,863	969,569	316,066	2,652,499	—	2,652,499
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	1,366,863	969,569	316,066	2,652,499	—	2,652,499
セグメント利益又は損失(△)	101,810	73,361	4,064	179,236	△213,644	△34,408
セグメント資産	502,956	400,975	76,662	980,593	2,622,552	3,603,146
その他の項目						
減価償却費	23,253	21,282	—	44,535	5,521	50,056
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	83,109	88,716	—	171,825	—	171,825

(注) 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失の調整額△213,644千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額2,622,552千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金等であります。

(3) 減価償却費の調整額5,521千円は、管理部門の資産に係る減価償却費であります。

【関連情報】

当中間連結会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報**(1) 売上高**

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社松屋フーズ	279,367	卸売事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

(単位：千円)

	飲食事業	物販事業	卸売事業	全社・消去	合計
減損損失	3,924	24,811	—	—	28,735

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

当中間連結会計期間 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)

	当中間連結会計期間 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)
1 株当たり純資産額	275.48 円
1 株当たり中間純利益	48.65 円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)
親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	63,253
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	63,253
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,300,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 2 種類 (新株予約権の数 24,400 個、27,265 個) なお、新株予約権の概要は、「第 5 発行者の状況 1【株式等の状況】 (2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高(千円)	当期末残高(千円)	利率(%)	担保	償還期限
		年月日					年月日
榑伸和ホールディングス	第2回無担保社債 (注) 1	2014. 8. 27	50,000 (50,000)	—	0.36	なし	2021. 8. 27
合計	—	—	50,000 (50,000)	—	—	—	—

(注) 1. () 内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額については、償還済みのため該当ありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高(千円)	当期末残高(千円)	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	700,000	700,000	0.40	—
1年以内に返済予定の長期借入金	195,220	233,393	0.37	—
1年以内に返済予定のリース債務	13,224	11,651	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,527,167	1,813,774	0.78	2023年～2031年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	50,997	39,336	—	2023年～2027年
合計	2,486,608	2,798,155	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内(千円)	2年超3年以内(千円)	3年超4年以内(千円)	4年超5年以内(千円)
長期借入金	251,854	182,639	203,410	254,752
リース債務	11,313	11,313	10,135	5,553

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第 15 条の 23 に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) **【主な資産及び負債の内容】**

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) **【その他】**

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞社に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://shinwa-holdings.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2022年3月29日	2022年3月29日
種類	第3回新株予約権 (ストックオプション)	第4回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 24,400株	普通株式 27,265株
発行価格	150円(注)2	124円(注)3
資本組入額	75円	62円
発行価額の総額	3,660,000円	3,380,860円
資本組入額の総額	1,830,000円	1,690,430円
発行方法	2022年3月29日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2022年3月29日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)1	(注)1

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合(上場前の公募等による場合を除く)役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合、又は当該新株予約権の行使による株式の交付を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当又は交付を受けた者について、担当J-Adviserに対して以下の各事項について書面により確約を行わせるものとされております。
 - ①割当又は交付を受けた株式及び新株予約権(以下「割当株式等」という。)について、割当又は交付を受けた日から上場日以後6か月を経過する日(割当株式等の割当又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当又は交付を受けた日から1年間を経過する日)までの継続所有。
 - ②割当株式等を譲渡する場合はあらかじめ新規上場申請者に書面により通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。
 - ③その他同取引所が必要と認める事項。
 - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請者の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日2022年3月31日であります。
2. 発行価格は、類似会社比準方式により算出した価格を参考として、協議の上決定した価格であります。
 3. 発行価格は、類似会社比準方式により算出した価格で決定しております。
 4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき150円	1株につき124円
行使期間	自 2024年3月30日 至 2032年3月29日	自 2024年3月30日 至 2032年3月29日
行使の条件	「第一部【企業情報】第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	「第一部【企業情報】第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上

4. 退職により、第4回新株予約権については、従業員7名1,150株の権利が喪失しております。

2【取得者の概況】

第3回新株予約権（2022年3月29日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
唐川 光広	栃木県下都賀郡野木町	会社役員	6,500	975,000 (150)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
大野 誠	北海道札幌市北区	会社役員	6,500	975,000 (150)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
中山 洋輔	北海道札幌市中央区	会社役員	4,300	645,000 (150)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
杉下 清次	北海道札幌市北区	会社役員	2,200	330,000 (150)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
天間 幸生	北海道札幌市西区	会社役員	1,300	195,000 (150)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
岡村 ふじ子	北海道岩見沢市	会社役員	900	135,000 (150)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
野宮 憲	北海道砂川市	会社役員	900	135,000 (150)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
赤渕 由紀彦	北海道札幌市豊平区	会社役員	900	135,000 (150)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
名倉 一誠	北海道札幌市中央区	会社役員	900	135,000 (150)	特別利害関係者等 (当社の監査役)

第4回新株予約権（2022年3月29日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
北本 哲也	北海道札幌市手稲区	会社員	3,400	421,600 (124)	当社の従業員
武田 正平	北海道札幌市西区	会社員	3,000	372,000 (124)	当社の従業員
大山 達	北海道札幌市手稲区	会社員	2,200	272,800 (124)	当社の従業員
山田 義文	北海道札幌市厚別区	会社員	2,200	272,800 (124)	当社の従業員
二宮 正行	北海道札幌市北区	会社員	2,200	272,800 (124)	当社の従業員
青木 淳	北海道札幌市手稲区	会社員	1,300	161,200 (124)	当社の従業員

- (注) 1. 新株予約権の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員(特別利害関係者等を除く)38名、割当株式の総数11,815株に関する記載は省略しております。
2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては記載しておりません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
株式会社S T T (注) 1. 4	北海道札幌市中央区南二十一条西十三丁目2番17号	600,000	44.43
佐々木 稔之 (注) 2. 4	北海道札幌市中央区	350,000	25.92
佐々木 智範 (注) 3. 4 8	北海道札幌市中央区	350,000	25.92
唐川 光広 (注) 5	栃木県下都賀郡野木町	6,500 (6,500)	0.48 (0.48)
大野 誠 (注) 5	北海道札幌市北区	6,500 (6,500)	0.48 (0.48)
中山 洋輔 (注) 5	北海道札幌市中央区	4,300 (4,300)	0.32 (0.32)
北本 哲也 (注) 7	北海道札幌市手稲区	3,400 (3,400)	0.25 (0.25)
武田 正平 (注) 7	北海道札幌市西区	3,000 (3,000)	0.22 (0.22)
杉下 清次 (注) 5	北海道札幌市北区	2,200 (2,200)	0.16 (0.16)
大山 達 (注) 7	北海道札幌市手稲区	2,200 (2,200)	0.16 (0.16)
山田 義文 (注) 7	北海道札幌市厚別区	2,200 (2,200)	0.16 (0.16)
二宮 正行 (注) 7	北海道札幌市北区	2,200 (2,200)	0.16 (0.16)
天間 幸生 (注) 5	北海道札幌市西区	1,300 (1,300)	0.10 (0.10)
青木 淳 (注) 7	北海道札幌市手稲区	1,300 (1,300)	0.10 (0.10)
岡村 ふじ子 (注) 6	北海道岩見沢市	900 (900)	0.07 (0.07)
赤渕 由紀彦 (注) 6	北海道札幌市豊平区	900 (900)	0.07 (0.07)
名倉 一誠 (注) 6	北海道札幌市中央区	900 (900)	0.07 (0.07)
野宮 憲 (注) 6	北海道砂川市	900 (900)	0.07 (0.07)
深沢口 徹 (注) 7	北海道帯広市	900 (900)	0.07 (0.07)
長田 信之助 (注) 7	北海道札幌市手稲区	900 (900)	0.07 (0.07)
原 裕二 (注) 7	北海道札幌市中央区	900 (900)	0.07 (0.07)
菅原 裕介 (注) 7	北海道札幌市西区	900 (900)	0.07 (0.07)
中野 純基 (注) 7	北海道札幌市西区	900 (900)	0.07 (0.07)
宮西 佳祐 (注) 7	埼玉県さいたま市大宮区	900 (900)	0.07 (0.07)
中村 茂 (注) 7	北海道札幌市中央区	900 (900)	0.07 (0.07)
原口 知之 (注) 7	北海道札幌市白石区	700 (700)	0.05 (0.05)
馬場 博之 (注) 7	北海道石狩市	500 (500)	0.04 (0.04)
秋山 勇輝 (注) 7	北海道江別市	400 (400)	0.03 (0.03)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
畠山 あき (注) 7	北海道札幌市北区	300 (300)	0.02 (0.02)
小笠原 実 (注) 7	北海道札幌市西区	200 (200)	0.01 (0.01)
松田 壮太 (注) 7	北海道釧路市	200 (200)	0.01 (0.01)
佐々木 美沙 (注) 7	北海道函館市	200 (200)	0.01 (0.01)
梶谷 雅大 (注) 7	北海道北斗市	200 (200)	0.01 (0.01)
竹内 直広 (注) 7	北海道札幌市西区	200 (200)	0.01 (0.01)
佐々木 孝光 (注) 7	北海道札幌市白石区	200 (200)	0.01 (0.01)
菅原 英洋 (注) 7	北海道札幌市北区	200 (200)	0.01 (0.01)
小野寺 紀之 (注) 7	北海道北広島市	200 (200)	0.01 (0.01)
平野 泰成 (注) 7	北海道札幌市西区	200 (200)	0.01 (0.01)
中村 希代士 (注) 7	北海道札幌市北区	200 (200)	0.01 (0.01)
臼井 美和子 (注) 7	神奈川県平塚市	200 (200)	0.01 (0.01)
阿部 淳之 (注) 7	東京都江東区	200 (200)	0.01 (0.01)
越谷 教生 (注) 7	北海道札幌市南区	200 (200)	0.01 (0.01)
中野 州悟 (注) 7	北海道旭川市	100 (100)	0.01 (0.01)
長谷川 智弥 (注) 7	東京都江戸川区	100 (100)	0.01 (0.01)
山田 夢大 (注) 7	北海道札幌市西区	100 (100)	0.01 (0.01)
鳴海 裕幸 (注) 7	北海道札幌市白石区	100 (100)	0.01 (0.01)
鈴木 悠介 (注) 7	北海道岩見沢市	100 (100)	0.01 (0.01)
梶原 久揮 (注) 7	北海道札幌市厚別区	100 (100)	0.01 (0.01)
佐々木 紗恵子 (注) 7	北海道札幌市中央区	100 (100)	0.01 (0.01)
中西 宏彰 (注) 7	北海道札幌市東区	100 (100)	0.01 (0.01)
佐藤 由美子 (注) 7	北海道札幌市西区	100 (100)	0.01 (0.01)
所有株式数 50 株の株主 2 名 (注) 7	—	100 (100)	0.01 (0.01)
所有株式数 5 株の株主 3 名 (注) 7	—	15 (15)	0.00 (0.00)
計	—	1,350,515 (50,515)	100.00 (3.74)

- (注) 1. 特別利害関係者等 (役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
2. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
3. 特別利害関係者等 (当社の取締役副社長)
4. 特別利害関係者等 (大株主上位 10 位)

5. 特別利害関係者等（当社の取締役）
6. 特別利害関係者等（当社の監査役）
7. 当社の従業員
8. 特別利害関係者等（当社子会社の代表取締役）
9. （ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
10. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2022年12月28日

株式会社伸和ホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
札幌事務所

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

久世浩一

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

木村章夫

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社伸和ホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社伸和ホールディングス及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2021年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間監査報告書

2022年12月28日

株式会社伸和ホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
札幌事務所

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

久世浩一

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

木村彰夫

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社伸和ホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社伸和ホールディングス及び連結子会社の2022年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上